

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	55 件
国民年金関係	10 件
厚生年金関係	45 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	69 件
国民年金関係	22 件
厚生年金関係	47 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年3月から40年3月まで
② 昭和45年1月から同年3月まで

申立期間①は、育ての親である叔父が国民年金の加入手続や国民年金保険料の納付をしてきていた。申立期間②当時は、私が夫婦二人分の保険料と一緒に納付していた。申立期間について、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、申立期間②の前後の期間の国民年金保険料を現年度納付していることが特殊台帳により確認でき、3か月と短期間である申立期間②の保険料を納付できない特段の事情も見当たらない。

2 一方、申立期間①について、申立人は、国民年金保険料はその叔父が叔父及び叔母の保険料と一緒に納付してくれたとしているが、申立期間直後の昭和40年度の申立人の保険料は、国民年金手帳記号番号が払い出された直後の昭和41年4月に一括で納付され、叔父及び叔母の保険料は3か月ごとに納付されていることが特殊台帳により確認できることから、申立人の加入手続は国民年金手帳記号番号払出しころに行われたものと推認できる上、加入手続をしてくれたとするその叔父は加入手続及び保険料納付についての記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間①の一部を過年度納付することが可能であったが、申立人の国

民年金保険料を納付したとするその叔父は、申立期間①についてさかのぼって保険料を納付した記憶が無いとしている。

さらに、国民年金手帳記号番号払出時点では、申立期間①の一部は時効により国民年金保険料を納付できず、申立期間①当時に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがわれない上、申立人が、申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人の口頭意見陳述において、申立期間①について国民年金保険料を納付していたことを具体的に裏付ける新しい証言や証拠を得ることができなかった。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 45 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から37年8月までの期間及び38年3月から46年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から46年3月まで

国民年金の加入手続や国民年金保険料の納付は、夫がしてくれていた。私が国民年金に加入して少ししてから、私の年金について夫から「空白の期間の保険料をさかのぼってまとめて納めてきた。」という話を聞いた。9万から10万円くらいを納めたこと聞いたので、驚いた記憶がある。夫からさかのぼって保険料を納めたことを聞いた時期は定かではないが、長女が小学校2、3年生くらいのころだったように思う。申立期間について、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、その夫から国民年金保険料をさかのぼって納めた話を聞いたとする時期には第2回特例納付が実施されていること、及び申立期間について、申立人は記録上強制加入被保険者として取り扱われていることから、申立期間について特例納付を行うことは可能であった。

また、第2回特例納付で申立期間の国民年金保険料を納付した場合の保険料額は10万8,000円であり、まとめて9万から10万円くらいを納めたとする申立内容とおおむね一致している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

しかしながら、申立期間のうち、昭和37年9月から38年2月までについては、申立人は厚生年金保険被保険者であり、国民年金被保険者となり得る期間でないことが明らかであることから、年金記録の訂正を行うことはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成2年4月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から4年3月まで

私は、短大を卒業した後はAとして勤務し、自ら国民年金の加入手続をして申立期間の国民年金保険料をまとめてB銀行（現在は、C銀行）D支店から納付した記憶がある。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料をまとめて納付した記憶があるとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された後の平成4年5月28日に同年4月から同年9月までの国民年金保険料をまとめて納付しており、当該時点で2年4月から4年3月までの保険料は過年度納付することが可能である上、申立人は、まとめて納付した保険料の金額を約20万円と主張しており、平成3年度の過年度納付保険料は10万8,000円（9,000円×12月）、2年度の過年度納付保険料は10万800円（8,400円×12月）で合計すると申立期間の保険料は20万8,800円となり、申立人が主張する金額におおむね一致することから、申立人の主張に信憑性^{びよう}が認められる。

また、申立人の国民年金保険料について、申立期間以外に未納は無い。

しかし、申立期間のうち、平成元年4月から2年3月までの期間の国民年金保険料については、国民年金手帳記号番号が払い出された後に4年4月から同年9月までの保険料をまとめて納付した同年5月28日時点では時効により納付できない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成2年4月から4年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 2 月及び同年 3 月

私が 20 歳になった昭和 45 年*月ころ母が A 区役所 B 出張所で国民年金の加入手続をしてくれ、保険料は出張所、郵便局、銀行などで私が就職した後の 48 年 12 月まで納付してくれていた。

納付したはずの 2 か月分が未納になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になった昭和 45 年*月ころその母が A 区役所 B 出張所で国民年金の加入手続をし、保険料も母が郵便局や銀行で納付してくれていたと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は前後の記号番号払出状況から 46 年 2 月ころに払い出されたと推認でき、この時点において申立期間は過年度納付が可能な期間である。

また、申立期間当時一緒に国民年金保険料を納付したとする申立人の父母は共に納付済みであり、2 か月と短期間である申立期間の保険料を納付できなかったとする特段の事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から平成元年 3 月まで

A 市（現在は、B 市）に転入した昭和 61 年ころに、転入手続をした窓口で義務だからと言われ、国民年金の加入手続を自身でした。そのときに 2 年分さかのぼって保険料を払えと言われたが、そんなにお金を用意していなかったため、その年の 3 月分までを納付した。その後 2 年は、前の年に毎月年金のためにお金を貯めておき、4 月に市役所で年払いした。大病した後の平成元年度からは、収入が無くなったため納付していない。申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 61 年ころに A 市に転入したときに国民年金の加入手続をし、その後 2 年間は年払いで国民年金保険料を市役所で納付したとしているところ、申立期間当時、A 市では市役所窓口で保険料を収納していたとしており、申立人が納付したとする保険料も申立期間の保険料額とおおむね一致する。

また、申立人は、年金の支払のために毎月貯金しておいたとしているところ、申立人から提出のあった当時のメモに、申述を裏付ける記載が確認できることから、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 3 月

私は、昭和 57 年 3 月ころ国民健康保険に加入するため A 町役場（現在は、B 市役所 C 支所）で手続きしたところ、役場から「保険証がほしければ国民健康保険料と国民年金保険料の未納分を全納しなさい。」と言われ、役場から示された金額を同年 3 月から次の会社へ就職するまでの間、間違いなく納付したはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民健康保険料と国民年金保険料について、役場から示された金額を昭和 57 年 3 月から間違いなく納付したはずであると主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、同年 7 月ころ払い出されていると推認でき、これからすると申立期間は過年度納付が可能な期間である上、申立人が 1 か月と短期間である申立期間の国民年金保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

また、国民年金被保険者台帳（旧台帳）の記録では、昭和 58 年 3 月の国民年金保険料を厚生年金保険との重複により、全額還付された記録となっているが、当該還付は申立期間に充当可能であり、申立期間に充当せず還付が行われているということは、申立期間は当時納付済みであった可能性が考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年6月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年6月から同年8月まで

平成9年6月に会社を退職し、申立期間中は就職活動中だったが、同年7月に就職が決まり、同年8月にそれまで未納としていた国民年金の保険料3か月分をまとめてA町役場（現在は、B市役所C支所）の窓口で納付した。私の9年当時のメモ帳の8月5日の欄にも国民年金保険料額と国民年金保険料納入済みの記載があるし、自分で国民年金保険料を納付したのは申立期間だけなので、納付した記憶は、はっきりと残っているため、申立期間が国民年金に未加入となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、平成9年当時のメモ帳に申立期間当時の保険料額と国民年金保険料納入済みの記載があるとしているところ、申立人が提出した当時のメモ帳の9年8月5日の欄に、申立期間当時の保険料額と一致する保険料額が記載されていることから、その内容に不自然さはみられない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは平成3年5月ころであり、申立期間に被保険者資格変更手続を行えば、申立期間の国民年金保険料の納付が可能である。

さらに、申立人の所持する年金手帳の国民年金の記録欄に申立期間の日付が無いが、A町役場によると、申立期間当時、国民年金被保険者資格変更手続の際に、職員は年金手帳の国民年金の記録欄の記入をしていなかったとしており、申立人の申立期間当時に国民年金被保険者資格取得の手続

を行った可能性を否定できない。

加えて、申立人が、3か月と短期間である申立期間の国民年金保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 1 月から同年 3 月まで
国民年金については、母親が加入手続や保険料の納付をしてくれたはずであり、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が申立人及びその姉の国民年金の加入手続や保険料の納付を行ったはずであるとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 44 年 7 月 1 日に払い出されており、払出日からすると申立期間は納付可能であるとともに、一緒に納付したとする申立人の姉の納付記録も納付済みとなっている。

また、申立人の国民年金保険料は、納付記録によると申立期間直後の昭和 44 年 4 月から納付済みとなっており、申立人が 3 か月と短期間である申立期間の国民年金保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成3年4月及び同年6月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年2月
② 平成3年4月
③ 平成3年6月から同年12月まで

申立期間の国民年金については、社会保険事務所（当時）の集金人の方から保険料の未払分の請求があったので、一括で納付した記憶がある。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間②及び③については、国民年金手帳記号番号払出日からすると納付可能であり、その前後の期間が納付済みとなっている上、申立期間②は1か月、申立期間③は7か月と短期間である当該期間を納付できなかった特段の事情は見当たらない。
- 2 一方、申立期間①については、申立人は当時学生であり、任意加入期間となるが、申立人が任意加入したのは平成2年3月14日であるため、申立期間①は制度上保険料を納付することはできない。
また、申立人が、申立期間①の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。
- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成3年4月及び同年6月から同年12月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年4月から41年3月までの期間及び平成4年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年3月から41年3月まで
② 平成4年3月

申立期間①について、私はA校を卒業し、結婚するまでの間、B区にある医院でCの仕事をしていた。勤務先の医師は遠い親戚に当たり、医師から国民年金に加入するように勧められ、医師自らが、国民年金の加入手続を行い保険料を納付してくれた。勤務先の医院に集金人が来ていたことや、医師が医師会の帰りに納付してくると言ったことなどを覚えている。勤務先の医師は、私を実の娘のように可愛がってくれていたため、保険料を未納のままにしておくとは考えられない。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

申立期間②について、D銀行（現在は、E銀行）等で保険料を納付していたので、申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、A校を卒業後勤務していた医院の医師から国民年金の加入を勧められ、医師自らが、加入手続を行い保険料を納付していたとしているところ、申立人は、勤務先の医院に国民年金保険料の集金人が来ていたことや年金手帳の色及び医師と国民年金の加入について話し合ったことなどを覚えており、申立内容には、信憑性^{びよう}が認められる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の国民年金手帳記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和41年6月ころB区で払い出されたことが推認でき、その時点では、申立期間のうち39年4月

から 41 年 3 月までの期間は、保険料の過年度納付が可能な期間である。
さらに、申立人は、申立期間以外に未納は無く、国民年金に任意で加入し保険料を納付しており、保険料の追納、種別変更手続も適切に行っていることから、保険料の納付意識は高いと認められる。

2 申立期間②について、申立人は、国民年金保険料をD銀行等で納付していたとしているところ、払出日からすると納付可能な期間である上、申立人が1か月と短期間である保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

3 一方、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の国民年金手帳記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和 41 年 6 月ころB区で払い出されたことが推認でき、その時点では、申立期間①のうち、39 年 3 月は、時効により保険料を納付できない期間である。

また、申立人が、申立期間①のうち、昭和 39 年 3 月について、国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 39 年 4 月から 41 年 3 月までの期間及び平成 4 年 3 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年5月1日から46年2月21日まで

平成7年の春に年金受給手続のためA社会保険事務所（当時）を訪れた際に、担当者に「あなたの厚生年金保険分は既に脱退手当金が支払われているので、その分の受給権は無い。」と言われた。脱退手当金が支払われたその期間は、夫が事業主であったB所に勤務しており、Cの仕事をしていた。厚生年金保険は「D会」に加入しており、また、国民年金にも加入していたので、当然、通算されるものと思っていたのでびっくりした。その後、夫とは協議離婚をしたが、脱退手当金を受け取った記憶が無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給した場合、当時の事務処理において厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示をすることとされていたが、申立人が所持している厚生年金保険被保険者証にはその表示が無い。

また、脱退手当金を請求する際に提出を求められる厚生年金保険被保険者証について、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿に再交付の記載が無く、当該厚生年金保険被保険者証は、初めに交付されたものと考えられ、かつ、脱退手当金の請求に際しては提出されていないものと認められる。

さらに、申立人は、国民年金制度が発足した昭和36年4月から国民年金に加入し、脱退手当金の支給日の前後の4か月を除き、途切れることなく60歳まで国民年金保険料をすべて納付しており、年金に対する関心は

高く、申立人が脱退手当金を請求する意思を有していたとは認め難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を平成4年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年9月30日から同年10月1日まで

株式会社Aに平成4年7月1日に入社し、同年9月30日に退職した。給与の支給明細書では同年9月の厚生年金保険料が引かれているが、同年9月が厚生年金保険に未加入になっている。申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

給与の支給明細書及び雇用保険の被保険者記録により、申立人が株式会社Aに平成4年9月30日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与の支給明細書において確認できる保険料控除額から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は既に破産しており、元事業主は、保険料を控除していれば、納付したはずであると主張しているが、事業主が資格喪失日を平成4年10月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年9月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成8年11月1日から9年7月1日までの期間及び同年11月1日から10年10月1日までの期間については、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を8年11月から9年6月までの期間は24万円、9年11月から10年9月までの期間は28万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成10年10月1日から12年8月5日までの期間については、申立人は、その主張する標準報酬月額（28万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年11月1日から9年7月1日まで
② 平成9年11月1日から12年8月5日まで

株式会社Aに勤務していた期間のうち、申立期間は支給された給与額よりオンライン記録の標準報酬月額が低いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の平成8年11月から9年6月までの期間に係る標準報酬月額は、当初申立人が主張する24万円と記録されていたところ、10年6月23日付けで、9年7月の随時改定及び同年10月の定時決定を取り消した上で8年11月にさかのぼって11万8,000円に引き下げられていることがオンライン記録において確認できる。

また、申立期間②のうち、申立人の平成9年11月から10年9月まで

の期間に係る標準報酬月額は、当初申立人が主張する 28 万円と記録されていたところ、10 年 6 月 24 日付けで、9 年 11 月 1 日にさかのぼって 13 万 4,000 円に訂正されていることが確認できる。

しかしながら、申立人は、当該期間において減給されたこともないとしており、オンライン記録では、申立人と同時期に入社した 13 人の同僚も同様に平成 10 年 6 月 23 日及び同年同月 24 日付けで、標準報酬月額を遡及^{そきゆう}訂正する処理が行われている。

さらに、株式会社 A に係る滞納処分票から、同社は平成 9 年 11 月から 10 年 5 月までの厚生年金保険料について滞納していたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成 10 年 6 月 23 日及び同年同月 24 日付けで行われた遡及^{そきゆう}訂正は事実^{そきゆう}に即したものと^{そきゆう}は考え難く、社会保険事務所が行った当該遡及^{そきゆう}訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録処理があったとは認められず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た記録から、8 年 11 月から 9 年 6 月までの期間については 24 万円、9 年 11 月から 10 年 9 月までの期間については、28 万円に訂正することが必要と認められる。

なお、当該遡及^{そきゆう}訂正処理を行った日以降の標準報酬月額については、次期の定時決定（平成 10 年 10 月 1 日）で 12 万 6,000 円と記録されているところ、当該処理については社会保険事務所が事実^{そきゆう}に即さない届出であると認識していたとはうかがえず、不合理な処理であったとは言えない。

2 申立期間②のうち、平成 10 年 10 月から 12 年 7 月までの標準報酬月額については、オンライン記録では 10 年 10 月から 11 年 9 月までは 12 万 6,000 円、同年 10 月から 12 年 7 月までは 13 万 4,000 円と記録されている。

しかしながら、申立人は、平成 10 年 4 月から B 職へ昇格したので、当該期間に減給はされていないとしており、株式会社 A の社会保険事務の担当役員も申立人の給与を減額していないとしているが、オンライン記録上の標準報酬月額は、申立人が C 職であった 9 年 10 月の記録（28 万円）と比べ明らかに低額である。

また、当該期間に係る厚生年金保険料が控除されていたかについては、これを確認できる資料は無いが、申立人と同様に平成 10 年 6 月 23 日及び同年同月 24 日付けで標準報酬月額を半額に遡及^{そきゆう}訂正され、その後の定時決定においても、訂正処理後の標準報酬月額以下の標準報酬月額が

記録されている同僚については、その保管する給与明細書（9年10月から11年2月までの間の7か月分）により、遡及訂正後も訂正処理前の標準報酬月額（9年10月の定時決定時の標準報酬月額）に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、申立人も9年10月の定時決定時の標準報酬月額（28万円）に相当する保険料が控除されていたと推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、平成10年10月から12年7月までの標準報酬月額については、その主張する標準報酬月額（28万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、当該期間中に2度の定時決定のいずれにおいても、申立人の標準報酬月額を社会保険事務所が誤って記録したとは考え難いことから、事業主は社会保険事務所に記録どおりの報酬月額として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aの申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、50万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成17年12月13日
② 平成18年5月17日

株式会社Aから平成17年12月13日及び18年5月17日に支給された賞与について、社会保険事務所（当時）に対する届出が遅れたことにより、年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出された賞与計算結果一覧表等から、申立人は、平成17年12月13日及び18年5月17日に同社から賞与の支払を受け、いずれも50万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に届出を行っている上、納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aの申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は75万円、申立期間②は80万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成17年12月13日
② 平成18年5月17日

株式会社Aから平成17年12月13日及び18年5月17日に支給された賞与について、社会保険事務所（当時）に対する届出が遅れたことにより、年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出された賞与計算結果一覧表等から、申立人は、平成17年12月13日及び18年5月17日に同社から賞与の支払を受け、17年12月13日は75万円、18年5月17日は80万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に届出を行っている上、納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aの申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は40万円、申立期間②は43万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成17年12月13日
② 平成18年5月17日

株式会社Aから平成17年12月13日及び18年5月17日に支給された賞与について、社会保険事務所（当時）に対する届出が遅れたことにより、年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出された賞与計算結果一覧表等から、申立人は、平成17年12月13日及び18年5月17日に同社から賞与の支払を受け、17年12月13日は40万円、18年5月17日は43万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に届出を行っている上、納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aの申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成17年12月13日
② 平成18年5月17日

株式会社Aから平成17年12月13日及び18年5月17日に支給された賞与について、社会保険事務所（当時）に対する届出が遅れたことにより、年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出された賞与計算結果一覧表等から、申立人は、平成17年12月13日及び18年5月17日に同社から賞与の支払を受け、いずれも10万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に届出を行っている上、納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aの申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は35万円、申立期間②は36万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成17年12月13日
② 平成18年5月17日

株式会社Aから平成17年12月13日及び18年5月17日に支給された賞与について、社会保険事務所（当時）に対する届出が遅れたことにより、年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出された賞与計算結果一覧表等から、申立人は、平成17年12月13日及び18年5月17日に同社から賞与の支払を受け、17年12月13日は35万円、18年5月17日は36万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に届出を行っている上、納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aの申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は10万円、申立期間②は15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成17年12月13日
② 平成18年5月17日

株式会社Aから平成17年12月13日及び18年5月17日に支給された賞与について、社会保険事務所（当時）に対する届出が遅れたことにより、年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出された賞与計算結果一覧表等から、申立人は、平成17年12月13日及び18年5月17日に同社から賞与の支払を受け、17年12月13日は10万円、18年5月17日は15万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に届出を行っている上、納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aの申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は35万円、申立期間②は37万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成17年12月13日
② 平成18年5月17日

株式会社Aから平成17年12月13日及び18年5月17日に支給された賞与について、社会保険事務所（当時）に対する届出が遅れたことにより、年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出された賞与計算結果一覧表等から、申立人は、平成17年12月13日及び18年5月17日に同社から賞与の支払を受け、17年12月13日は35万円、18年5月17日は37万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に届出を行っている上、納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aの申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は39万円、申立期間②は40万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成17年12月13日
② 平成18年5月17日

株式会社Aから平成17年12月13日及び18年5月17日に支給された賞与について、社会保険事務所（当時）に対する届出が遅れたことにより、年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出された賞与計算結果一覧表等から、申立人は、平成17年12月13日及び18年5月17日に同社から賞与の支払を受け、17年12月13日は39万円、18年5月17日は40万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に届出を行っている上、納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aの申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は30万円、申立期間②は31万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成17年12月13日
② 平成18年5月17日

株式会社Aから平成17年12月13日及び18年5月17日に支給された賞与について、社会保険事務所（当時）に対する届出が遅れたことにより、年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出された賞与計算結果一覧表等から、申立人は、平成17年12月13日及び18年5月17日に同社から賞与の支払を受け、17年12月13日は30万円、18年5月17日は31万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に届出を行っている上、納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aの申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は37万円、申立期間②は40万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月13日
② 平成18年5月17日

株式会社Aから平成17年12月13日及び18年5月17日に支給された賞与について、社会保険事務所（当時）に対する届出が遅れたことにより、年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出された賞与計算結果一覧表等から、申立人は、平成17年12月13日及び18年5月17日に同社から賞与の支払を受け、17年12月13日は37万円、18年5月17日は40万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に届出を行っている上、納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aの申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は18万円、申立期間②は21万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成17年12月13日
② 平成18年5月17日

株式会社Aから平成17年12月13日及び18年5月17日に支給された賞与について、社会保険事務所（当時）に対する届出が遅れたことにより、年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出された賞与計算結果一覧表等から、申立人は、平成17年12月13日及び18年5月17日に同社から賞与の支払を受け、17年12月13日は18万円、18年5月17日は21万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に届出を行っている上、納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aの申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成17年12月13日
② 平成18年5月17日

株式会社Aから平成17年12月13日及び18年5月17日に支給された賞与について、社会保険事務所（当時）に対する届出が遅れたことにより、年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出された賞与計算結果一覧表等から、申立人は、平成17年12月13日及び18年5月17日に同社から賞与の支払を受け、いずれも32万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に届出を行っている上、納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aの申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和32年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成17年12月13日
② 平成18年5月17日

株式会社Aから平成17年12月13日及び18年5月17日に支給された賞与について、社会保険事務所（当時）に対する届出が遅れたことにより、年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出された賞与計算結果一覧表等から、申立人は、平成17年12月13日及び18年5月17日に同社から賞与の支払を受け、いずれも28万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に届出を行っている上、納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aの申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は30万円、申立期間②は25万円、申立期間③は29万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成17年5月20日
② 平成17年12月13日
③ 平成18年5月17日

株式会社Aから平成17年5月20日、同年12月13日及び18年5月17日に支給された賞与について、社会保険事務所（当時）に対する届出が遅れたことにより、年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出された賞与計算結果一覧表等から、申立人は、平成17年5月20日、同年12月13日及び18年5月17日に同社から賞与の支払を受け、17年5月20日は30万円、同年12月13日は25万円、及び18年5月17日は29万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に届出を行っている上、納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞

与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aの申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、70万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成17年12月13日
② 平成18年5月17日

株式会社Aから平成17年12月13日及び18年5月17日に支給された賞与について、社会保険事務所（当時）に対する届出が遅れたことにより、年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出された賞与計算結果一覧表等から、申立人は、平成17年12月13日及び18年5月17日に同社から賞与の支払を受け、いずれも70万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に届出を行っている上、納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aの申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は27万円、申立期間②は29万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成17年12月13日
② 平成18年5月17日

株式会社Aから平成17年12月13日及び18年5月17日に支給された賞与について、社会保険事務所（当時）に対する届出が遅れたことにより、年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出された賞与計算結果一覧表等から、申立人は、平成17年12月13日及び18年5月17日に同社から賞与の支払を受け、17年12月13日は27万円、18年5月17日は29万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に届出を行っている上、納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aの申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は39万円、申立期間②は40万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成17年12月13日
② 平成18年5月17日

株式会社Aから平成17年12月13日及び18年5月17日に支給された賞与について、社会保険事務所（当時）に対する届出が遅れたことにより、年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出された賞与計算結果一覧表等から、申立人は、平成17年12月13日及び18年5月17日に同社から賞与の支払を受け、17年12月13日は39万円、18年5月17日は40万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に届出を行っている上、納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aの申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は40万円、申立期間②は41万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成17年12月13日
② 平成18年5月17日

株式会社Aから平成17年12月13日及び18年5月17日に支給された賞与について、社会保険事務所（当時）に対する届出が遅れたことにより、年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出された賞与計算結果一覧表等から、申立人は、平成17年12月13日及び18年5月17日に同社から賞与の支払を受け、17年12月13日は40万円、18年5月17日は41万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に届出を行っている上、納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aの申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は38万円、申立期間②は40万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成17年12月13日
② 平成18年5月17日

株式会社Aから平成17年12月13日及び18年5月17日に支給された賞与について、社会保険事務所（当時）に対する届出が遅れたことにより、年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出された賞与計算結果一覧表等から、申立人は、平成17年12月13日及び18年5月17日に同社から賞与の支払を受け、17年12月13日は38万円、18年5月17日は40万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に届出を行っている上、納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aの申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は24万円、申立期間②は26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成17年12月13日
② 平成18年5月17日

株式会社Aから平成17年12月13日及び18年5月17日に支給された賞与について、社会保険事務所（当時）に対する届出が遅れたことにより、年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出された賞与計算結果一覧表等から、申立人は、平成17年12月13日及び18年5月17日に同社から賞与の支払を受け、17年12月13日は24万円、18年5月17日は26万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に届出を行っている上、納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aの申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は20万円、申立期間②は28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成17年12月13日
② 平成18年5月17日

株式会社Aから平成17年12月13日及び18年5月17日に支給された賞与について、社会保険事務所（当時）に対する届出が遅れたことにより、年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出された賞与計算結果一覧表等から、申立人は、平成17年12月13日及び18年5月17日に同社から賞与の支払を受け、17年12月13日は20万円、18年5月17日は28万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に届出を行っている上、納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aの申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は21万円、申立期間②は29万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成17年12月13日
② 平成18年5月17日

株式会社Aから平成17年12月13日及び18年5月17日に支給された賞与について、社会保険事務所（当時）に対する届出が遅れたことにより、年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出された賞与計算結果一覧表等から、申立人は、平成17年12月13日及び18年5月17日に同社から賞与の支払を受け、17年12月13日は21万円、18年5月17日は29万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に届出を行っている上、納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aの申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成17年12月13日
② 平成18年5月17日

株式会社Aから平成17年12月13日及び18年5月17日に支給された賞与について、社会保険事務所（当時）に対する届出が遅れたことにより、年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出された賞与計算結果一覧表等から、申立人は、平成17年12月13日及び18年5月17日に同社から賞与の支払を受け、いずれも32万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に届出を行っている上、納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aの申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、31万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成17年12月13日
② 平成18年5月17日

株式会社Aから平成17年12月13日及び18年5月17日に支給された賞与について、社会保険事務所（当時）に対する届出が遅れたことにより、年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出された賞与計算結果一覧表等から、申立人は、平成17年12月13日及び18年5月17日に同社から賞与の支払を受け、いずれも31万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に届出を行っている上、納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aの申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和50年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成17年12月13日
② 平成18年5月17日

株式会社Aから平成17年12月13日及び18年5月17日に支給された賞与について、社会保険事務所（当時）に対する届出が遅れたことにより、年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出された賞与計算結果一覧表等から、申立人は、平成17年12月13日及び18年5月17日に同社から賞与の支払を受け、いずれも28万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に届出を行っている上、納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aの申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は28万円、申立期間②は29万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和37年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成17年12月13日
② 平成18年5月17日

株式会社Aから平成17年12月13日及び18年5月17日に支給された賞与について、社会保険事務所（当時）に対する届出が遅れたことにより、年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出された賞与計算結果一覧表等から、申立人は、平成17年12月13日及び18年5月17日に同社から賞与の支払を受け、17年12月13日は28万円、18年5月17日は29万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に届出を行っている上、納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aの申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和15年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成17年12月13日
② 平成18年5月17日

株式会社Aから平成17年12月13日及び18年5月17日に支給された賞与について、社会保険事務所（当時）に対する届出が遅れたことにより、年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出された賞与計算結果一覧表等から、申立人は、平成17年12月13日及び18年5月17日に同社から賞与の支払を受け、いずれも8万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に届出を行っている上、納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aの申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和48年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成17年12月13日
② 平成18年5月17日

株式会社Aから平成17年12月13日及び18年5月17日に支給された賞与について、社会保険事務所（当時）に対する届出が遅れたことにより、年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出された賞与計算結果一覧表等から、申立人は、平成17年12月13日及び18年5月17日に同社から賞与の支払を受け、いずれも3万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に届出を行っている上、納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aの申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は5万円、申立期間②は28万円、申立期間③は27万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 12 月 14 日
② 平成 17 年 12 月 13 日
③ 平成 18 年 5 月 17 日

株式会社Aから平成16年12月14日、17年12月13日及び18年5月17日に支給された賞与について、社会保険事務所（当時）に対する届出が遅れたことにより、年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出された賞与計算結果一覧表等から、申立人は、平成16年12月14日、17年12月13日及び18年5月17日に同社から賞与の支払を受け、16年12月14日は5万円、17年12月13日は28万円、及び18年5月17日は27万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効に

より消滅した後に届出を行っている上、納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aの申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成17年12月13日
② 平成18年5月17日

株式会社Aから平成17年12月13日及び18年5月17日に支給された賞与について、社会保険事務所（当時）に対する届出が遅れたことにより、年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出された賞与計算結果一覧表等から、申立人は、平成17年12月13日及び18年5月17日に同社から賞与の支払を受け、いずれも30万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に届出を行っている上、納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日及びB株式会社C本部における資格取得日に係る記録を昭和47年3月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月21日から47年4月1日まで

昭和43年5月下旬からD町所在のA株式会社E工場にパートとして勤務、その後、事業所はB株式会社C本部、続いてB株式会社と名称を変更したが、61年2月28日まで継続して勤務し、この間、給与から厚生年金保険料を控除されていたが、申立期間の被保険者記録が空白となっているので、調査の上、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所（当時）の記録では、A株式会社において昭和43年11月1日に厚生年金保険の資格を取得し、46年10月21日に資格を喪失後、B株式会社C本部（A株式会社E工場は、47年3月31日付けでB株式会社C本部に名称変更）において47年4月1日に再度資格を取得しており、46年10月から47年3月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、事業所の当時の上司及び複数の同僚の供述から、申立人が申立期間においてA株式会社E工場及びB株式会社C本部に継続して勤務していたことが推認できる。

また、当該上司は、「私が所持している当時の記録を見ると、申立人は、申立期間も含め昭和43年5月30日から61年2月28日までの間、事業所

の名称はA株式会社E工場、B株式会社C本部及びB株式会社と変わったが、継続して勤務していたことが確認できる。そして、継続して勤務していた厚生年金保険の資格取得者の記録で被保険者期間に空白期間があるということは考えられない。当時の同僚で現在も交流のある複数の同僚に聞いてみたが、申立人がA株式会社E工場、B株式会社C本部及びB株式会社に継続して勤務していたと証言している。また、これら複数の同僚は、自身の厚生年金保険の被保険者記録に空白期間は無いと証言している。」と供述している。

さらに、当該上司及び申立人が申立期間当時に一緒に勤務していたとする同僚6人は、いずれも昭和47年3月31日にA株式会社において資格を喪失後、同日にB株式会社C本部において資格を取得していることが確認できる。

加えて、A株式会社及びB株式会社C本部に係る被保険者原票照会回答票では、ほかの複数の同僚についても昭和47年3月31日にA株式会社において資格を喪失後、同日にB株式会社C本部において資格を取得していることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における昭和46年9月のオンライン記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準報酬月額については、昭和60年8月から61年9月までは32万円に、平成元年4月から同年9月までは41万円に、3年4月から同年7月までは44万円に、4年6月から同年9月までは47万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年8月から61年9月まで
② 平成元年4月から同年9月まで
③ 平成3年4月から同年7月まで
④ 平成4年6月から同年9月まで

ねんきん定期便に記載されている申立期間の厚生年金保険料納付額が、A株式会社の給与明細書に記載されている厚生年金保険料控除額より少ないので、調査の上、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間について、申立人から提出されたA株式会社の給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、申立人が主張する標準報酬月額である昭和60年8月から61年9月までは32万円に、平成元年4月から同年9月までは41万円に、3年4月から同年7月までは

44 万円に、4 年 6 月から同年 9 月までは 47 万円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が当該申立期間の全期間にわたり一致していない上、事業主も給与控除額に見合う標準報酬月額を届け出していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社AのB工場における資格取得日に係る記録を昭和35年9月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を1万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和35年9月25日から同年10月5日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険被保険者記録を照会したところ、株式会社Aに勤務した期間のうち昭和35年9月に本社から同社B工場に転勤した際の申立期間が空白となっていることが判明した。昭和37年3月に本社に異動した際の被保険者記録は継続している。同一会社内の転勤であるので空白となっていることに納得できない。申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主及び複数の同僚の供述並びに申立人と同日に異動した同僚の被保険者記録が継続していることから判断すると、申立人は、申立期間において株式会社Aに継続して勤務し(昭和35年9月25日に同社本社から同社B工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、株式会社AのB工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和35年10月の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、届出を誤っていたかどうかは分からないとしており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らか

でないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）における資格取得日に係る記録を昭和29年4月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年4月25日から同年5月1日まで

A株式会社に昭和28年10月から平成2年4月まで継続して勤務していたが、社会保険庁（当時）の記録では、昭和29年4月25日に同社C支店で厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年5月1日に同社で取得となっており、被保険者期間が1か月空白となっている。転勤に伴い事業所を異動したが継続して勤務しているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B株式会社から提出された申立人の人事記録から判断すると、申立人は、申立期間にA株式会社に継続して勤務し（昭和29年4月25日に同社C支店から同社へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が昭和29年5月1日にA株式会社において被保険者資格を取得した際の額が9,000円であるものの、当該標準報酬月額は同日から施行された厚生年金保険法の改正により設定された額であり、同年4月における標準報酬月額の最高額が8,000円であることから同額とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しており、このほかに

確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない
と判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事
業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所
(当時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺
事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA株式会社（後に、B株式会社）における厚生年金保険被保険者資格喪失日は昭和45年2月10日であることが認められることから、厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間②の標準報酬月額は、昭和44年2月から同年9月までは2万4,000円、同年10月から45年1月までは3万3,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年4月1日から44年1月21日まで
② 昭和44年2月10日から45年2月10日まで

私は、昭和43年4月ころから45年2月10日までA株式会社において、最初はパートでその後は正社員の製造員として勤務している。同僚Cや同僚Dより前に入社し、後まで勤務した。

しかし、社会保険庁（当時）の記録では厚生年金保険の加入期間が1か月しか無い。申立期間は厚生年金保険料も控除されていたと思うので、この間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間②について、同僚Dは、「私は、昭和44年の暮れに会社を退職した。会社の近くに住んでいたが、退職した翌年の節分の後2月10日ころに、会社近くで申立人と出会い、申立人から、「今日で退社する。」との話を聞いた。」としており、同僚Cも「自分は44年6月に退社したが申立人は、それ以降も勤務していた。」と証言していることから判断して、申立人が申立期間②にA株式会社に勤務していたことが推認できる。

また、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）によると、申立人の記録は、資格取得日が昭和44年1月21日で資格喪失日が同年2月10日になっているものの、

喪失処理日の日付が資格喪失日後5年以上後の49年8月15日と記載されている上、44年10月1日付けの算定処理の定時決定額3万3,000円の記録が認められる。さらに、「資格喪失日44年2月10日」の文字書体は44年当時の記入文字書体と明らかに異なり、49年に追記されたものと考えられる。これらの記録を前提とすると、申立人が44年2月10日に資格喪失した旨の届出を事業主が行ったとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人の資格喪失日は同僚の供述等から勤務実態が認められる日付から判断して、申立人が主張する昭和45年2月10日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所（当時）に行ったことが認められる。

なお、申立期間②の標準報酬月額は、申立人のA株式会社に係る被保険者名簿の記録から、昭和44年2月から同年9月までは2万4,000円、同年10月から45年1月までは3万3,000円とすることが妥当である。

2 申立期間①について、同僚二人の証言により、申立人は、申立期間①にA株式会社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、一緒に入社した一人の同僚及び後から入社した一人の同僚は「入社から正社員になるまでのパート又は試用期間は厚生年金保険に加入できなかった。その間は自分も加入していない。」と証言している。

また、申立人に係るA株式会社の被保険者名簿の申立期間①に係る記録には、不自然な処理等の痕跡は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無く、このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和 32 年 3 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を申立人が喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、4,000 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 3 月 1 日から 32 年 3 月ころまで

昭和 29 年 9 月から 32 年 3 月まで、A 社に勤務したが、31 年 3 月 1 日から 32 年 3 月までの記録が無い。調べて申立期間の厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社の同僚の供述により、申立人が申立期間において、同店に勤務していたことがうかがわれる。

また、健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の申立人の「資格喪失年月日」欄には「~~32-3~~ 31 3 1」の記載があり、資格喪失年月日が訂正されているものの、「備考」欄には「失保離職票により確認す 32.5.21 返納」の記載があることから、昭和 32 年 5 月 21 日まで申立人が健康保険証を所持していたことが推認される上、「標準報酬等級並に適用年月日」欄には「4,000 31.10」の記載があり、31 年 10 月に定時決定が行われたことが認められる。これらの記録を前提とすると、申立人が同年 3 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失する旨の届出を事業主が行ったとは考え難い。

さらに、申立人は、昭和 32 年 3 月ころまで勤務していたと主張し、健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の申立人の「資格喪失年月日」欄には、訂正されてはいるが「~~32-3~~ 31 3 1」の記載があることから判

断すると、申立人の資格喪失日は同年3月1日とするのが妥当である。

これらを総合的に判断すると、昭和32年3月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿における当該訂正前の記録から、4,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、株式会社B）C支社における資格取得日に係る記録を昭和35年5月15日に、資格喪失日に係る記録を同年12月1日とし、申立期間の標準報酬月額に係る記録を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年5月15日から同年12月1日まで

昭和34年4月1日にA株式会社に入社し、35年5月に同社D工場から同社E工場に異動する辞令を受けた。申立期間は同工場が本格的に稼働する前の準備期間で、同社F工場に勤務しながら、同工場で研修を受けていたが、入社してから平成9年に退社するまで、同社に継続して勤務しており、厚生年金保険被保険者記録が無いことには納得がいかないので、調査と記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び株式会社Bから提出された人事記録により、申立人が昭和34年4月1日に同社に入社し、申立期間においてA株式会社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、申立人は、昭和35年5月にA株式会社D工場から同社E工場に異動する辞令を受けたとしているが、適用事業所名簿及びオンライン記録により、同工場が厚生年金保険の適用事業所となったのは、同年12月1日であることが確認できる。

しかしながら、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録によると、昭和35年12月1日に同工場で資格を取得している同僚で、同工場の前に同社におけるほかの事業所での被保険者記録がある19人のうち、

申立人ともう一人を除く17人が、同工場で資格を取得する直前に同社C支社で資格を取得していることが確認でき、いずれも厚生年金保険の被保険者記録に空白は無い上、回答を得ることができた複数の同僚は、新たにE工場勤務をする者は同工場に赴任する前に、各地にあった同社の工場に数か月間の研修があったとしており、研修期間を含め、E工場が本格稼働するまでの期間に同社C支社に勤務したことは無かったと供述していることから、同社において、同社E工場が厚生年金保険の適用事業所となる前の期間については、同社C支社で資格を取得させる取扱いをしていたことが推認できる。

また、これらの同僚のうち二人は、申立人同様、同社D工場から同社E工場に異動しており、雇用形態や勤務形態は申立人と同じであったと供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の申立期間前後に係るオンライン記録及び申立期間においてA株式会社C支社における厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚の当該期間に係るオンライン記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主から申立人に係る同社C支社における被保険者資格の取得届や喪失届が提出されたにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しないと考えることから、事業主は、社会保険事務所への資格の得喪等に係る届出を行っておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の有限会社Aにおける資格喪失日に係る記録を平成19年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成19年3月31日から同年4月1日まで

申立期間の厚生年金保険料を平成19年3月分の給与から控除されたが、年金記録を確認したところ、申立期間の加入記録が無かったため、申立期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出のあった資料（出出勤管理のタイムカード）、事業主の供述及び雇用保険被保険者記録の離職日により、申立人が有限会社Aに平成19年3月31日まで勤務していたことが確認できるとともに、事業主から提出のあった賃金台帳及び源泉徴収簿により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の同事業所における平成19年2月のオンライン記録から、17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届により、事業主が平成19年3月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額の記録を30万円に訂正することが必要である。

申立期間②について、申立人の申立てに係る事業所における資格喪失日は、昭和58年3月6日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、昭和57年3月から同年9月までは30万円、同年10月から58年2月までは24万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和56年8月1日から57年3月1日まで
② 昭和57年3月1日から58年3月6日まで

社会保険庁(当時)の記録では、昭和56年8月から57年2月までの標準報酬月額が下げられているとともに、同年3月から58年3月6日までの厚生年金保険の被保険者としての記録が無い。給与明細書にもあるように56年8月から57年9月までの期間の給与は約30万円、同年10月から58年3月までの期間の給与は約24万円であり、厚生年金保険料も控除されている。

昭和56年8月から57年2月までの標準報酬月額を給与の額に見合うように訂正するとともに、同年3月から58年3月までの期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人が所持していたA株式会社の給与支給明細書により、申立人は、昭和56年8月から57年2月までの期間において、30万円の標準報酬月額に相当する保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、オンライン記録において、申立人のA株式会社における標準報酬月額は、20万円と記録されているが、同社に係る健康保険厚生年金

保険被保険者名簿においては、当初、申立人の昭和 56 年 8 月の月額変更において標準報酬月額が 30 万円と記録されていたところ、当該事業所が適用事業所に該当しなくなった日（58 年 2 月 28 日）の後の 58 年 5 月 6 日付けで、56 年 8 月に遡^{そきゆう}及して標準報酬月額を 20 万円に引き下げているとともに、当該名簿において申立人の前後 130 人のうち 28 人が申立人と同様、同日付けで 56 年 8 月又は同年 10 月に遡^{そきゆう}及して標準報酬月額の減額訂正が行われていることが確認でき、社会保険事務所（当時）において、このような訂正処理を行う合理的理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額の記録は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た記録から、30 万円に訂正することが必要と認められる。

- 2 申立期間②については、オンライン記録では申立人について昭和 57 年 3 月 9 日に厚生年金保険の被保険者資格の喪失が記録されているが、申立人が所持していた給与明細書及び退職証明書並びに雇用保険の記録により、申立人が 58 年 3 月 5 日まで A 株式会社に勤務していたことが確認できる。

また、A 株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においては、申立人の昭和 57 年 10 月の定時決定の取消処理及び 57 年 3 月 9 日の厚生年金保険被保険者資格の喪失処理が、同社が適用事業所でなくなった日（58 年 2 月 28 日）より後の 58 年 5 月 6 日及び同年 3 月 11 日に行われているのが確認できるとともに、当該名簿における申立人の前後 130 人の記録では、57 年に被保険者資格の喪失が記録されている 79 人中、15 人の 57 年 10 月の定時決定等の取消処理及び 31 人の厚生年金保険被保険者資格の喪失処理が、同社が適用事業所でなくなった 58 年 2 月 28 日以降に行われていることが確認でき、社会保険事務所において、このような処理を行う合理的理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和 57 年 3 月 9 日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、A 株式会社の退職証明書に記載されている 58 年 3 月 5 日の翌日の 6 日であると認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た記録から、昭和 57 年 3 月から同年 9 月までの期間については 30 万円、57 年 10 月から 58 年 2 月までの期間については 24 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を平成3年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年11月30日から同年12月1日まで

私は昭和62年5月からA株式会社B支店に勤務していた。平成3年10月21日に同支店が法人化され、有限会社Cが設立。この間、継続勤務していたにもかかわらず、平成3年11月の厚生年金保険記録が空白になっていた。この期間の厚生年金保険料は控除されていたので、厚生年金被保険者期間を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管しているA株式会社に係る給与明細書及び源泉徴収票により、申立人が同社から有限会社C（平成3年10月にA株式会社B支店を法人化）に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、当時の両社の上司による供述及び有限会社Cの新規適用日が平成3年12月1日であることから判断すると、異動日は同年12月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、当該給与明細書から確認できる保険料控除から、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、資料が残っておらず不明としているが、事業主が資格喪失日を平成3年12月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当

時) がこれを同年 11 月 30 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る 3 年 11 月の保険料の納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準報酬月額については、申立期間のうち、平成8年1月から16年1月までは16万円、同年2月は17万円、同年3月及び同年4月は18万円、同年5月から同年12月までは16万円、17年1月及び同年2月は19万円、同年3月及び同年4月は20万円、同年5月から同年7月までは19万円、同年8月は20万円、同年9月から18年10月までは19万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年1月6日から18年11月1日まで
有限会社Aに勤務していた期間のうち、申立期間に係る標準報酬月額が実際の給与額よりも少ない額となっている。給与明細書を提出するので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の違いについて申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除額及び支給額から判断すると、申立期間のうち平成8年1月から16年1月までは16万円、同年2月は17万円、同年3月及び同年4月は18万円、同年5月から同年12月までは16万円、17年1月及び同年2月は19万円、同年3月及び同年4月は20万円、同年5月から同

年7月までは19万円、同年8月は20万円、同年9月から18年10月までは19万円に訂正することが必要と認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が、申立期間の全期間において一致していないことから、事業主は給与明細書で確認できる報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該期間の標準報酬月額に見合う保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B営業所における資格取得日に係る記録を昭和33年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を1万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和33年4月1日から同年7月1日まで

私は、C地で生まれて中学を卒業した昭和32年4月に、同じ町内のDさんの紹介で地元企業のA株式会社本店に入社したが、翌33年4月にE地へのあこがれやE地に知り合いがいたことから、希望して同社B営業所に転勤した。A株式会社の事業主はFさん、B営業所の工場長はGさんだったと記憶している。B営業所への転勤辞令は、同年4月1日付けであり、継続して同社に勤務していたのに、記録が3か月間も抜けている。その間給料は支払われていたはずだし、保険料も当然に控除されていたはずである。記録を早急に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人とともにA株式会社本店から同社B営業所に転勤になった同僚から提出された昭和33年4月20日付けHの記念写真及び同僚照会による同僚の供述から判断すると、申立人は、A株式会社B営業所に継続して勤務し（同社本店から同社B営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、一緒に異動になった同僚が、「昭和33年4月に申立人と二人でI本社からB営業所に転勤になった。」と供述し、前述のHの記念写真が同年4月20日付けであることから、異動日については、同年4月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 33 年 7 月の A 株式会社 B 営業所に係るオンライン記録から、1 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A 株式会社 B 営業所は、昭和 32 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となったが、その後、35 年 8 月 2 日には適用事業所ではなくなっており、当時、当該事業所の責任者であり、社会保険の手続を行ったとされる同社取締役も既に他界しており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年10月から59年8月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできず、平成2年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年10月から59年8月まで
② 平成2年2月

申立期間①については、昭和58年11月ころA町（現在は、B市）役場で国民年金加入手続をした際、無職なので保険料が納付できない旨を役場の職員に話をしたところ、保険料免除制度について説明され、保険料免除の申請手続をしたと思うので、申立期間①が申請免除とされていないのは納得できない。

また、申立期間②については、平成2年2月に、当時勤務していた株式会社Cが倒産するので、同社から国民年金に加入するように指示され、国民年金保険料も納付したと思うので、納付記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①について、免除申請の手続は1回行ったと思うとしているが、申立人が免除申請をしたとする期間は、昭和58年10月から59年8月までの2年度にわたっており、A町では当時、毎年度申請が必要だったとしている。

また、D年金事務所では、国民年金手帳記号番号払出簿を申立期間①について縦覧調査したが、申立人の氏名を確認することはできなかったとし、日本年金機構E事務センターでも、申立期間①について国民年金手帳記号番号払出簿検索システムで検索したが、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無いとしていることから、国民年金保険料の免除申請に先立ち必要となる申立人の申立期間①の国民年金への加

入の事実が確認できない。

さらに、申立人が申立期間①の国民年金保険料を免除申請したことを確認できる関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間①の保険料を免除申請したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

2 申立人は、申立期間②の保険料を納付したとする時期、納付場所、納付方法及び納付金額等についての記憶が明確ではなく、具体的な納付状況が不明である。

また、申立人は、平成2年2月に、当時勤務していた株式会社Cが倒産するので、同社から国民年金に加入するように指示されたと思うとしているが、同社は既に解散しており、元事業主及び同社の顧問であった社会保険労務士は、当時のことは覚えていないとしていることから、具体的な供述を得ることはできない。

さらに、申立人が申立期間②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 なお、申立人が当時居住していたA町が保管する申立人の国民年金被保険者名簿には、申立人が申立期間①及び②より後の平成3年8月1日に国民年金の被保険者資格を取得した旨の記載が確認でき、申立期間①に係る保険料の申請免除の記載及び申立期間②の保険料納付の記載についても確認することはできない。

4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料を免除され、申立期間②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年11月から8年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年11月から8年3月まで

私の母親は、私が20歳のときに私の国民年金の加入手続きを行い、1か月分の国民年金保険料を納付し、その後の期間については免除申請をしているが、当該免除期間については、私の就職前（平成7年）に、約30万円の追納保険料を一括納付したと聞いている。申立期間が免除期間となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親は、申立人の申立期間（申請免除期間）の国民年金保険料について、申立人の就職試験に弊害が出ないように、平成7年9月の就職の1次試験の1か月後にあった2次試験までには追納したいと思い、申立人の伯母から借りた30万円と母親の銀行口座から引き出した金額の中から、A市役所のB課の窓口又は金融機関で追納したと思うとしているところ、伯母の供述から申立人の母親が申述する時期に金を貸したこと、及び母親提出の預貯金通帳（写し）の記録から同年10月6日及び同年同月9日に合計25万円が引き出されていることが確認できるものの、オンライン記録によると、上記の母親が自分の銀行口座から2度目に引き出した日付（7年10月9日）と同じ日に母親の4年*月から7年3月までの免除期間の保険料（申立人主張の追納保険料額とほぼ一致）が追納されていることが確認できること、及び上記の母親自身の追納保険料と申立人の追納保険料を合計した金額は上記の申立人の母親が借用したとする金額（30万円）と銀行引き出しの金額の合計額と一致しないことから、上記の伯母か

ら借りた金及び銀行から引き出した金によって申立人の保険料を納付したとは判断できない。

なお、A市提出の国民年金被保険者記録票（電子データ）では、申立期間に係る保険料を追納した記録は無い上、同市では、申立期間当時、同市のB課の窓口では追納保険料を納付することはできなかったとしている。

また、申立期間の国民年金保険料を追納していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに納付の事実をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年7月から4年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年7月から4年12月まで

平成3年7月に会社を退職する際に、次の仕事が見つかるまでの間も国民年金保険料を納付した方が良いと先輩から勧められた。国民年金の加入手続や保険料の納付は、知り合いに頼んであげると言われたように思う。申立期間について、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付について、その先輩に勧められ、知人に頼んであげると言われたように思うとしているが、申立人はその先輩の連絡先を承知していないことから証言を得ることができず、申立人自身は直接関与していないため、加入手続及び保険料納付の状況が不明である上、申立人が、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間は国民年金未加入期間であるため制度上国民年金保険料を納付することができず、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがわれない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年5月から53年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年5月から53年7月まで

私は、昭和45年ころから国民年金保険料を納付しているのに、国民年金手帳の「初めて被保険者になった日」が53年8月となっていたので不思議に思っていたが、ねんきん特別便が来て未納期間があることがはっきりした。A社会保険事務所（当時）で相談したが、45年から53年までは未納期間であると言われた。国民年金保険料は、B市役所（現在は、C市役所）か同市役所D支所で納付した記憶があるので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B市役所本所か同市役所D支所で国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号が昭和53年11月24日に払い出され、申立人の被保険者資格取得が同年8月3日任意加入となっているため、制度上、申立期間の保険料は納付できない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号について、申立人の住所がC市から移動していないため、昭和53年11月24日以外に国民年金手帳記号番号が払い出された事情が見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 3 月から 62 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 3 月から 62 年 4 月まで

私は、ねんきん特別便が来たので A 市役所で調べた結果、未納期間があることが分かった。国民年金保険料は、私と父が納付したので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父が国民年金の加入手続をしたとしているが、その父は加入手続の状況を良く覚えておらず、申立人も A 市から移動していないため、国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 63 年 1 月以外に国民年金手帳記号番号が払い出された事情が見当たらないことから、当該月ころに加入手続をしたものと推認でき、申立期間後の 62 年 12 月 24 日が被保険者資格取得日となっており、申立期間は未加入期間となっているため、申立期間の国民年金保険料は制度上納付できない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年3月から7年2月までの期間、8年7月及び同年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成6年3月から7年2月まで
② 平成8年7月及び同年8月

申立期間①について、大学生だった平成6年5月ころ自宅を訪れたA社会保険事務所(当時)の職員が母に、20歳になった私を国民年金に加入させるよう勧奨したので、母がその場で1か月分の保険料を現金で納付し、領収書もらった。その後も母親は集金に訪れたA社会保険事務所職員に数度納付したが、その後の納付方法・納付場所は覚えていない。

申立期間②について、B市で勤め始めた平成8年9月ころ、実家に保険料の納付書が送られてきたのでC地の郵便局で納付した。

申立期間の保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、大学生だった平成6年5月ころ自宅を訪れたA社会保険事務所の職員に、20歳になったので、国民年金に加入するように勧奨されたとしているが、A社会保険事務所及びC市では、6年当時20歳到達者に自宅訪問による国民年金の加入勧奨を行うことはなかったとしている。

また、申立期間①については、申立人の国民年金保険料を納付したとするその母は、保険料を納付したと主張するのみで、納付した保険料額や納付方法など保険料納付に関する具体的な申述を得られず、申立期間②については、申立人は、会社を辞めたとき以降に申立期間②を納付するために必要である国民年金への切替手続をした記憶は無い上、納付金額を覚えていないなど、申立人の保険料納付に関する記憶は曖昧である。

さらに、申立人及びその母は、申立期間①当時に国民年金手帳を交付された記憶は無いとしている上、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出さ

れた事情はうかがわれず、申立期間①及び②は国民年金の未加入期間であり、保険料を納付できない期間である。

加えて、申立人が、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から53年3月まで

私は、A市に住んでいたころ、市役所から「これが最後なので、これを逃すと年金はもらえません」との案内があったので、市役所で保険料を納付した。納付した保険料は7、8万円程度であったと記憶している。当時、私にはそんなまとまったお金は無く母親に借金したことを鮮明に覚えている。60歳で裁定請求をした時に初めて特例納付したこの保険料が納付されていないことが分かった。特例納付した時期、期間、保険料額をはっきり覚えてはいないが、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市で特例納付し、納付した国民年金保険料額は7、8万円とするのみで、特例納付を行った時期、納付した期間についての記憶が曖昧であり、保険料納付の状況が不明である。

また、申立人は、国民年金保険料を特例納付した時期を覚えていないがA市で納付したとしているところ、A市での納付記録は申立期間直後の昭和53年4月からであることから、申立人が特例納付をできるのは第3回特例納付であったと考えられるが、申立期間を特例納付するために必要な保険料額は申立人が納付したとする金額と大きく相違する。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を特例納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を特例納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、口頭意見陳述により、申立人が申立期間の国民年金保険料の特例納付をしたことを裏付ける事情を酌み取ろうとしたが、具体的に納付を

裏付ける新しい申述や証拠を得ることはできなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月から63年3月まで

ねんきん特別便で申立期間の国民年金保険料が未納となっていることが分かった。年金制度発足当時から国民年金に加入し、1年分の保険料を一括納付してきており、長期間の未納があるはずはない。納税組合に保険料を納付していたときに、個人情報^あが流失したことがあり、妻と相談の上納税組合を脱退し保険料を納付しなくなった時期があるが、市役所職員と自治会の役員から、今まで納付した期間が無効になるとの説得を受け、私が未納であった期間の夫婦二人分の保険料を納付した記憶がある。申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、未納であった期間の国民年金保険料をさかのぼって納付したとしているが、納付した時期やさかのぼって納付した期間など保険料納付に関する記憶が曖昧である上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、A市の国民年金被保険者名簿及び特殊台帳により、申立期間に含まれる昭和57年度の国民年金保険料について納付勧奨が行われたことが確認できる上、同市の被保険者名簿に59年5月15日に「申免勧奨」との記載があることから、この時期申立人の保険料が納付されていなかったことがうかがわれる。

さらに、A市の国民年金被保険者名簿及び特殊台帳により、昭和54年度及び55年度の国民年金保険料について納付勧奨が行われ、54年度分は昭和

56年2月に、55年度分は57年7月に過年度納付されていることが確認できることから、このことと混同している可能性も否定できない。

加えて、口頭意見陳述において、申立期間の国民年金保険料の納付を裏付ける事情を酌み取ろうとしたが、具体的な新しい証言や証拠を得ることはできなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月から63年3月まで

ねんきん特別便で申立期間の国民年金保険料が未納となっていることが分かった。年金制度発足当時から国民年金に加入し、1年分の年金保険料を一括納付してきており、長期間の未納があるはずはない。納税組合に保険料を納付していたときに、個人情報^{あいまい}が流失したことがあり、夫と相談の上納税組合を脱退し保険料を納付しなくなった時期があるが、市役所職員と自治会の役員から、今まで納付した期間が無効になるとの説得を受け、私の夫は、未納であった期間の夫婦二人分の保険料を納付した記憶があると述べている。申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫が未納であった申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付したとしているが、夫は納付した時期やさかのぼって納付した期間など保険料納付に関する記憶が曖昧であり、申立人が、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、特殊台帳により昭和57年度の国民年金保険料について納付勧奨が行われたことが確認できる上、A市の国民年金被保険者名簿により、昭和56年2月及び59年6月に国民年金保険料の免除申請の勧奨が行われていることが確認できることから、この時期、申立人の保険料が納付されていなかったことがうかがわれる。

さらに、A市の国民年金被保険者名簿及び特殊台帳によると、昭和54年

度及び55年度の国民年金保険料は各年度一括して過年度納付されていること、昭和55年、56年及び57年に納付勧奨が行われていることが確認できることから、申立人は、このことと混同している可能性も否定できない。

加えて、口頭意見陳述において、申立期間の国民年金保険料の納付を裏付ける事情を酌み取ろうとしたが、具体的な新しい証言や証拠を得ることはできなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年12月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和32年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和58年12月から61年3月まで

私はA市にいた昭和56年ころ、近所の友人から勧められて国民年金に任意加入した。その後夫の転勤によりB市に転居して、B市役所C分室で引っ越しに伴う諸手続を行い、その時に国民年金の手続もした記憶がある。保険料は3か月ごとか半年ごとか覚えていないがC分室で納付した。2年半後再び転勤でA市に戻ってきたが、B市在住時の申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B市C分室で国民年金被保険者資格の再取得手続を行い、国民年金保険料を納付したとしているが、B市は申立期間当時C分室では保険料の収納業務は行っていなかったとしており、申立人の主張と符合しないなど、資格再取得手続や保険料納付の状況が不明である。

また、申立人が昭和58年11月2日に国民年金被保険者資格を喪失し、61年4月に第3号被保険者の資格を取得していることが、申立人が所持する年金手帳により確認できることから、申立期間は国民年金未加入期間であり保険料を納付できず、申立人がB市で被保険者資格を再取得した事情もうかがわれない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉国民年金 事案 3295（事案 2448 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 40 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 5 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 40 年 9 月まで

A 町に住んでいた昭和 36 年 4 月ころ、近所の人に国民年金の加入を勧められ、夫が A 町役場で加入手続をして、その後は、36 年 4 月から 40 年 3 月までは A 町の集金人に納付しており、40 年 4 月から同年 9 月までは B 町の集金人に納付していたはずである。申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 町に住んでいた昭和 36 年 4 月ころ、近所の人に国民年金の加入を勧められ、申立人の夫が A 町役場で加入手続をして、その後は、36 年 4 月から 40 年 3 月までは A 町の集金人に納付しており、40 年 4 月から同年 9 月までは B 町の集金人に納付していたはずであるとしているが、申立人の国民年金への加入は 40 年 10 月に任意加入したことにより開始されており、申立期間は任意加入期間であるためさかのぼって納付することはできない期間となっている上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 11 月 4 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、保険料納付を示す資料として新たに当時の集金人の名前を提出したが、当該集金人は既に他界しているため証言が得られず、保険料の納付状況が不明であり、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年12月から60年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年12月から60年10月まで
会社を辞めた昭和48年11月ころ、A市役所で国民年金の加入手続をして、国民年金保険料を納付したはずである。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を辞めた昭和48年11月ころ、A市役所で国民年金の加入手続をして、国民年金保険料を納付したはずであるとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は60年11月ころに払い出されており、その時点では、申立期間のうち48年12月から58年9月までの期間は時効により納付できない期間であり、申立期間のうち58年10月から60年10月までの期間はさかのぼって納付する期間となるが、申立人からさかのぼって納付したなどの具体的な申述はみられないなど、申立期間の納付状況が不明である。

また、申立人は、申立期間の保険料の納付方法や納付金額等の記憶は曖昧である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年11月から60年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和57年11月から60年12月まで
当時勤めていた会社を昭和57年11月に退職したので、国民年金の加
入手続をして、その後は国民年金保険料を納付していたはずである。申
立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当時勤めていた会社を昭和57年11月に退職したので、国民
年金の加入手続をして、その後は国民年金保険料を納付していたはずであ
るとしているが、申立期間前の55年6月に申立人が厚生年金保険に加入
した時点で、その夫は国民年金に任意加入し、申立期間後の61年3月ま
で引き続き任意加入していることから、申立人が申立期間中に国民年金の
第1号被保険者資格の切替手続をしていなかったと推測できる。

また、申立人が厚生年金保険から国民年金への切替手続をした場所はA
市役所B所（正式にはA市役所C所。）であるとしているが、A市役所C
所は、申立期間後の平成2年ころに証明書類の発行のみを行うため設立さ
れたものであることから、申立人の記憶と相違している。

さらに、申立人は、申立期間中、住所の移動が無く、別の国民年金手帳
記号番号が払い出された形跡も見られない上、申立期間の保険料を納付し
たことを確認できる関連資料（家計簿、確定申告書等）や周辺事情も見当
たらぬ。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判
断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認め
ることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年4月及び12年2月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年4月
② 平成12年2月から同年3月まで

申立期間①については、A区からB市に転居した時に、厚生年金保険から国民年金への切替手続をして、B市役所又はC銀行D支店等で国民年金保険料を納付したはずであり、申立期間②についても厚生年金保険から国民年金への切替手続をしてB市役所又はC銀行D支店等で国民年金保険料を納付したはずである。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、A区からB市に転居した時に、厚生年金保険から国民年金への切替手続をして、B市役所又はC銀行D支店等で国民年金保険料を納付したはずであるとしているが、申立期間①が国民年金被保険者期間と確認されたのは、平成12年6月8日であり、それまでは厚生年金保険被保険者期間と認識されており、その時点では、申立期間①の国民年金保険料は時効により納付できない。

また、申立期間①は基礎年金番号導入前の期間であり、申立期間①の国民年金保険料を納付するためには、国民年金手帳記号番号が必要となるが、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

2 申立期間②について、申立人は、E院を退職後厚生年金保険から国民年金への切替手続をしてB市役所又はC銀行D支店等で国民年金保険料を納付したはずであるとしているが、F社会保険事務所（当時）では平

成 12 年 4 月 24 日に申立人の申立期間の国民年金への「加入勧奨一覧表」を作成し、B 市役所に交付しており、その時点で国民年金の切替手続を行っていないことがうかがえる。

また、申立人は、申立期間①と②の国民年金への加入手続について明確な区別が無いと申述しており、申立期間②の国民年金保険料の納付方法や周辺事情の記憶が曖昧である。

- 3 申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。
- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年2月及び同年3月の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年2月及び同年3月

「ねんきん特別便」が来て申立期間が未納とされていることを知った。両親に確認したところ、申立期間当時、私は短大生で、父が父自身の収入金額により免除申請をしてくれているので、私は年金保険料を納付していなくても大丈夫なはずだと言われた。申立期間は申請免除となっているはずであり、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、申立人の父親が免除申請していたはずであると主張しているが、その父親は高齢のため具体的な証言が得られず、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の免除申請手続に関与していないため、国民年金の加入状況及び免除申請の状況が不明である。

また、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見られない。

さらに、申立人が、申立期間について免除の承認を受けたこと、及び免除申請書を提出したことを確認できる資料は無く、ほかに免除の承認を受けたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年11月から51年8月までの期間、53年2月から56年5月までの期間及び57年12月から60年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年11月から51年8月まで
② 昭和53年2月から56年5月まで
③ 昭和57年12月から60年8月まで

私は、勤務先の会社を退職した際には、すぐに国民健康保険と国民年金に加入していた。国民年金の加入手続については、区役所から国民年金加入についての通知が自宅に届き、それを返送して加入手続を行ったことや、区役所又はその出張所で国民健康保険と一緒に国民年金の加入手続をしたような記憶がある。国民年金保険料の納付については加入後に届いた納付書を用いて納付したことや、加入手続時に国民健康保険税と一緒に国民年金保険料を納付したような記憶がある。私が独身であった申立期間①、②及び③について、保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した際にはすぐに国民健康保険と国民年金の加入手続を行っていたと申述しているが、申立期間①、②及び③の国民年金加入手続時の状況について申立人の記憶は曖昧であり、国民年金保険料の納付方法及び保険料額についての具体的な記憶が無く、申立人の各申立期間における国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立期間は国民年金未加入期間となっている上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書

等)は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年3月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年3月から同年9月まで
会社を退職して健康保険証が必要になり、退職後2、3か月してA社会保険事務所（当時）に行き、その窓口で健康保険証を取得するにはまとめて1年分払わないといけないことと、年金も一緒に加入しないといけないと言われ、平成7年度分の健康保険料27万5,520円と国民年金保険料を年払いし、両方合わせて50万円弱を一括で納めたのに記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、A社会保険事務所の窓口で健康保険の保険料と合わせて50万円弱を一括で納め、その内訳は健康保険の保険料として27万5,520円、国民年金の保険料は残りの金額（20万円ぐらい）であったとしているが、申立期間当時の国民年金保険料額とは大きく異なり、また、健康保険の加入記録は、平成7年3月12日に取得し同年4月11日に喪失しており、健康保険の保険料を1年間納付したとは考えられず、申立人の申述は不自然である。

また、申立人の基礎年金番号は厚生年金保険被保険者記号番号が付番されており、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない上、申立人も現在所持している年金手帳以外に交付された記憶も無いと申述しており、申立人の国民年金被保険者資格取得日は申立人の所持する年金手帳から平成15年11月1日であると確認できることから、申立期間は未加入期間であり制度上保険料は納付できない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（預貯金通帳、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したこと

をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立事案の口頭意見陳述においては、申立期間の国民年金加入
手続及び国民年金保険料の納付を裏付ける事情を酌み取ろうとしたが、具
体的な新しい証言や証拠を得ることはできなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判
断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認め
ることはできない。

埼玉国民年金 事案 3304 (事案 1261 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 1 月から同年 3 月までの期間、50 年 10 月から 51 年 9 月までの期間、52 年 10 月から 53 年 3 月までの期間、55 年 4 月から 58 年 3 月までの期間及び 59 年 4 月から 63 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 1 月から同年 3 月まで
② 昭和 50 年 10 月から 51 年 9 月まで
③ 昭和 52 年 10 月から 53 年 3 月まで
④ 昭和 55 年 4 月から 58 年 3 月まで
⑤ 昭和 59 年 4 月から 63 年 3 月まで

国民年金保険料の納付記録を確認したところ、昭和 50 年 1 月から 63 年 3 月までの間に、3 か月から 4 年間の都合 5 回の未納期間があるとの回答があった。

しかし、昭和 48 年から夫婦で A 業を営んでいたが、事業は順調で保険料の納付に支障は無かった。自分又は妻が B 市役所本庁舎又は同市 C 支所で、国民健康保険税と同じように国民年金保険料も納付していたことは確かである。納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについて、申立人は、年度当初に 1 年間分の保険料を一括して納付した記憶があると主張しているが、B 市保管の保険料納付台帳によると、昭和 53 年度の保険料を昭和 55 年 4 月 30 日に、54 年度の保険料は 55 年 5 月 1 日にそれぞれ一括納付により納付期限間際に納付しており、記憶とは異なっている。また、申立期間は 5 回に及び、申立期間①から③までの期間と申立期間④と⑤の期間は近接しており、これだけの回数事務処理を行政が続けて誤ることも考えにくいなどとして、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 12 月 16 日付け年金記録の訂正は必要

でないとする通知が行われている。

申立人は、こんなに長く途切れて払わなかったことはなく、B市役所本庁舎又はC支所で健康保険料その他と一緒に納付していたと主張し、その裏付け資料として、保険料納付記録欄に「済」の押印のある国民年金保険料払込通知書（昭和46年版）を提出してきたが、これは既に国民年金保険料の納付記録がある期間に係るものであり、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年3月から同年7月までの期間、11年1月から同年2月までの期間及び14年9月から15年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年3月から同年7月まで
② 平成11年1月から同年2月まで
③ 平成14年9月から15年3月まで

私は、国民年金の加入手続をした記憶が無いが、納付書が届いたので、平成4年10月の婚姻後の保険料は元妻が、また、離婚後は私が自宅近くの銀行に保険料を納付した。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続をした記憶が無いが、納付書が届いたので、保険料は平成4年10月の婚姻後は元妻が、また、離婚後は申立人が自宅近くの銀行に納付したとしているが、申立人の申立期間①及び②は、14年4月に得喪記録が追加されたことにより生じた未納期間であり、追加以前は未加入期間であったと推認される。このことから、申立期間①及び②については、当該期間当時は制度上保険料を納付することはできず、かつ、記録が追加された時点では時効により保険料を納付できない期間である。

また、申立期間③については、平成14年3月に申立人が国民年金被保険者資格を取得したことが確認できるが、申立人は、被保険者資格の取得時期及び申立期間③前後の国民年金保険料納付の記憶が曖昧である。

さらに、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間①、②及び③の保険料を納付したことを示す

関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 9 月から平成 3 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 9 月から平成 3 年 3 月まで

私は申立期間当時学生であったが、20 歳になったのを契機に母親に頼み A 区役所で国民年金加入手続を行った。保険料は母が主に B 郵便局で納付していたはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になったのを契機に申立人の母に頼み、A 区役所で国民年金加入手続を行い、保険料はその母が主に C 郵便局で納付していたとしているが、申立人自身は申立期間の国民年金の加入手続、保険料納付に直接関与しておらず、加入手続及び保険料の納付をしてくれたとする申立人の母も申立期間の加入手続及び保険料納付についての記憶は曖昧であり、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は平成 4 年 5 月ころに A 区で払い出されており、申立期間当時は未加入期間で制度上保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金加入手続は国民年金手帳記号番号が払い出された平成 4 年 5 月ころに行われたと考えられ、学生であった申立人は、申立期間においては制度上任意加入被保険者となることから、さかのぼって国民年金加入及び保険料納付をすることはできなかつたと推認される。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年8月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年8月から54年3月まで

私はA大学に通学するため、B市(現在は、C市)の自宅からD市(現在は、E市)のF氏宅に下宿していた。20歳になったころ、母が「国民年金保険料を払うのは親の義務だから」と言いB市役所(現在は、C市役所)において、母が私の国民年金の加入手続をしてくれ、保険料を同市役所又はG社会保険事務所(当時)において納付してくれた。B市の実家に保存されていた年金に関わる書類などは、5年前に母が他界したのを契機に姉がすべて破棄してしまった。戸籍では(HのIは)「J」であるので、入力が間違っており、未納となっているとしか考えられず、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が20歳になったころに、申立人の母親がB市役所において申立人の国民年金の加入手続をし、納付してくれていたとしているが、「H」で氏名検索したところ175名の該当者があったものの、この175名について、生年月日を昭和20年代とし、払出地をB市及びD市の払出しで再度検索したが、該当者は存在しないことから、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見られない。

また、申立人の国民年金の加入手続、保険料の納付を行ったとする申立人の母親は既に他界しており、申立人自身は国民年金の加入手続、保険料の納付に関与しておらず、納付状況等は不明である。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年4月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められるものの、当該期間は国民年金の被保険者となり得る期間ではないことから、年金記録の訂正を行うことはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年4月から3年3月まで

平成2年1月末に会社を退職し、同年4月に再就職するまでの間に、国民年金保険料1年分の納付書が送付されてきた。A市役所又は同市役所B所に保険料を納付に行った際、「平成2年1月末に会社を退職しているので、同年2月及び同年3月の保険料も同時に納付するように。」と言われ、申立期間を含む14か月分の保険料11万円くらいをまとめて納付した。

申立期間については、厚生年金保険との重複期間であり、納付した国民年金保険料を還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成2年3月ころに送付されてきた平成2年度の納付書を持参し、A市役所又は同市役所B所で申立期間を含む14か月分の国民年金保険料を納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、同年2月から同年3月ころに払い出されており、申立期間直前の2年2月及び同年3月の保険料は現年度納付済みである。

また、申立人が納付したとする14か月分の国民年金保険料額（約11万円）は、実際に申立期間の保険料を納付した場合の保険料額（11万4,370円）とおおむね一致しており、申立期間を含む14か月と比較的短期間の保険料を納付できない特段の事情も見当たらない。

さらに、申立人は、平成2年度の国民年金保険料額は、分割納付した場合は10万円強（10万800円）であったが、前納すると割引されて10万円を切る額（9万8,370円）だったとしており、その申述は具体的で実際

に必要な保険料額とも符合する。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。しかしながら、申立人は、当該期間について、厚生年金保険被保険者であり、国民年金被保険者となり得る期間ではないことが明らかであることから、年金記録の訂正を行うことはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年3月23日から40年8月5日まで
私は育児に専念するために株式会社Aを退職した。生活面で金銭に困ることもなかったし、退職時に脱退手当金という制度があることも知らなかったので脱退手当金は受給していない。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の事務処理においては、脱退手当金を支給した場合、脱退手当金の請求書類として提出された厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示をすることとされており、申立人が現在も所持している厚生年金保険被保険者証には、当該表示が確認できることを踏まえると、申立人の意思に基づかないで脱退手当金が請求されたものとは認め難い。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和40年9月9日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 9 月 1 日から 35 年 1 月 20 日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、昭和 32 年 9 月 1 日から 44 年 12 月 24 日まで有限会社 A に勤務していた期間のうち、35 年 1 月 20 日以前の被保険者記録は無いとの回答であった。しかし、申立期間は同社に間違いなく勤務していたので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

有限会社 A の当時の事業主及び複数の同僚の証言により、期間は特定できないものの、申立人が申立期間において同事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、オンライン記録及び有限会社 A の事業所別被保険者名簿により、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立人が被保険者資格を取得した日と同日の昭和 35 年 1 月 20 日であり、申立期間は、厚生年金保険の適用事業所になっていないことが確認できる。

また、有限会社 A の当時の事業主に照会したところ、「有限会社 A が厚生年金保険の適用事業所になったのは、昭和 35 年 1 月に個人の事業所から法人の事業所に変更したときからであり、申立期間は、従業員の給与から厚生年金保険料の控除も行っていなかった。」と供述している上、同僚の一人は、「自分はこの会社に 28 年 7 月から勤務していたが、厚生年金保険の被保険者となったのは、35 年 1 月に個人から法人の事業所になったときからであり、それまでは、給与から厚生年金保険料は控除されていなかったもので、申立期間は事業所が適用事業所ではなかったと思う。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 12 月 17 日から 5 年 1 月 28 日まで
私は、申立期間当時、A地にあったBの株式会社Cに勤務していた。
申立期間については、厚生年金保険被保険者であったはずだが、日本年金機構の記録では、同社における勤務期間の被保険者記録が無い。
調査の上、申立期間は、厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、雇用保険の記録から、申立期間より前の平成 3 年 11 月 2 日から 4 年 10 月 15 日まで株式会社Cに勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録によれば、株式会社Cは平成 2 年 4 月 1 日に厚生年金保険の新規適用事業所になり、その後の同年 10 月 31 日に適用事業所でなくなっており、申立期間において適用事業所としての記録が確認できない。

また、申立人が平成 4 年 11 月 13 日から 5 年 2 月 10 日まで、雇用保険の基本手当 90 日分を受給した記録が確認でき、申立期間の一部に矛盾がある。

さらに、当時の事業主及び同僚は、申立期間当時の保険料控除については不明としており、申立人が申立期間に被保険者であったこと、及び保険料を給与から控除されていたことを確認できない上、給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 2 月 11 日から同年 9 月 1 日まで
昭和 34 年 10 月から株式会社Aに勤務し、同社倒産後、同社の工場長親子 3 人が設立した株式会社Bに続けて勤務したが、申立期間の年金記録が無い。保険料は控除されていたので、年金記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述により、申立人が申立期間当時、株式会社Bに勤務していたことはいかがえる。

しかしながら、株式会社Bは既に解散し、当時の事業主も死亡している上、同僚からは会社設立からある程度の期間が経過した後に厚生年金保険に加入したとの供述があり、ほかの同僚からも、申立期間の申立人の保険料控除について具体的な供述は得られない。

また、適用事業所名簿によると、株式会社Bが厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立期間の後の昭和 40 年 9 月 1 日であり、事業所の事業所別被保険者名簿によると、株式会社A及び株式会社Bに継続して勤務したとする同僚 6 人の被保険者資格取得日も申立人と同じ資格取得日（40 年 9 月 1 日）であり、ほかの同僚について申立期間に係る被保険者記録が確認できる者は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 6 月 29 日から 29 年 2 月 10 日まで
② 昭和 29 年 3 月 24 日から同年 6 月 18 日まで
③ 昭和 29 年 7 月 27 日から 32 年 4 月 21 日まで

申立期間①にはA船、申立期間②にはB船、申立期間③にはC船で働いていた。各申立期間とも船員手帳を持っており、A船で一緒だった先輩が年金をもらえると話していた。すべての申立期間において船員保険に加入していたと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人提出の船員手帳の記録により、申立人がA船に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、申立期間①当時の船舶所有者（申立人の船員手帳に記載有り。）の所在が不明で照会できず、A船と同一住所にあるD株式会社では、申立期間①当時の船員保険適用等に関する資料は保管していないとしている上、上記船員手帳に記載の船長も所在が判明せず、D株式会社に係る船員保険被保険者名簿に記載の被保険者からも、申立人の船員保険料が事業主により給与から控除されていたことについて供述を得られない。

また、オンライン記録では、船員手帳に記載の船舶所有者名は確認できず、年金事務所でも、船員手帳に記載の船舶所有者名は船員保険船舶所有者記号払出簿に見当たらないとしている。

なお、上記払出簿のD株式会社の電話番号欄には、「昭和 24 年 5 月 6 日適用」と記載されている。

さらに、事業所名簿によると、D株式会社が厚生年金保険の適用事業

所となったのは、申立期間①の後の昭和 34 年 10 月 1 日である。

- 2 申立期間②について、上記の船員手帳の記録により、申立人が B 船に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、申立期間②当時の船舶所有者（上記船員手帳に記載有り。）の所在が不明で照会できない上、船員手帳に記載の船長も所在が判明せず、申立人の船員保険料が事業主により給与から控除されていたことを確認できない。

また、オンライン記録では、船員手帳に記載の船舶所有者名は確認できず、年金事務所でも、同船舶所有者名は船員保険船舶所有者記号払出簿に見当たらないとしている。

さらに、年金事務所では、事業所名簿に、厚生年金保険の適用事業所として B 船及び船舶所有者名は無いとしている。

- 3 申立期間③について、上記の船員手帳の記録により、申立人が、申立期間③当時（船員手帳の記録によると、昭和 29 年 7 月 27 日雇入、32 年 4 月 2 日雇止。）、C 船に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、申立期間③当時の船舶所有者（申立人の船員手帳に、船舶所有者及び船長として記載有り。）の所在が不明で照会できず、C 船と同一住所にある E 株式会社でも、申立期間③当時の船員保険適用等に関する資料は保管していないとしており、申立人の船員保険料が事業主により給与から控除されていたことを確認できない。

また、オンライン記録では、船員手帳に記載の船舶所有者名は確認できず、年金事務所でも、船員手帳に記載の船舶所有者名は船員保険船舶所有者記号払出簿に見当たらないとしている上、同払出簿の E 株式会社の記号払出年月日欄には昭和 40 年 11 月 10 日と記載され、オンライン記録には、E 株式会社船員保険の適用事業所となったのは 40 年 11 月 1 日と記載されており、いずれの日付も申立期間③の後となっている。

さらに、事業所名簿によると、E 株式会社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立期間③の後の平成 12 年 9 月 1 日である。

- 4 申立人がすべての申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

なお、申立人に係る船員保険被保険者台帳（旧台帳）によると、申立人の被保険者記録があるのは、オンライン記録と同じ昭和 32 年 6 月 27 日（船舶所有者名は、F）からであり、すべての申立期間についての船員保険加入記録が無い。

このほか、申立人のすべての申立期間における船員保険料の控除につ

いて確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 5 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 8 月から 61 年 3 月まで

申立期間は、A市（現在は、B市）にあったC店に販売員として勤務していた。同店は、D株式会社の社長が経営しており、同店の事務もD株式会社で行っていたと思う。給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、C店は、D株式会社の社長が経営していたとしており、同社では、先代の社長がC店を個人で経営していたとしていることから、申立人が同店に勤務していたことはいかかえるものの、D株式会社では、先代の社長は既に他界し、申立人の当時の勤務実態を確認できる労働者名簿等の資料や、当時の保険料控除に係る事実を確認できる関連資料（賃金台帳等）は無いとしている。

また、日本年金機構F事務センターでは、C店に係る厚生年金保険の適用事業所としての記録は無いとしている。

なお、オンライン記録によれば、D株式会社が厚生年金保険の適用事業所になったのは申立期間より後の平成9年3月1日であり、同社は同年4月21日に適用事業所ではなくなっている。

さらに、申立人は、同僚の具体的な氏名を記憶しておらず、申立人の勤務実態及び保険料控除について、同僚に照会することはできなかった。

加えて、申立人が当時居住していたE町（現在は、F市）では、申立人の国民健康保険の資格取得日は昭和58年11月30日、資格喪失日は61年4月2日であるとしていることから、申立人は、申立期間について国民健康保険に加入していたことが確認できる。

その上、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 7 月 28 日から同年 12 月 31 日まで
② 昭和 51 年 5 月 9 日から同年 6 月 16 日まで

株式会社Aに昭和 46 年 4 月 1 日から同年 12 月 31 日まで勤務し、50 年 11 月 16 日から 51 年 10 月 9 日までB株式会社に勤務したが、申立期間について厚生年金保険被保険者記録が無い。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、株式会社Aでは、同社提出の健康保険厚生年金保険被保険者名簿（連名式）によると、申立人の資格取得日は昭和 46 年 4 月 1 日であり、資格喪失日の記載は無いが、同名簿の備考欄に退職日と思われる日付が同年 7 月 28 日と当時の担当者により赤字で記入されていることから、申立人の同社における厚生年金保険の加入期間は同年 4 月 1 日から同年 7 月 28 日までの期間であったことがうかがえ、上記被保険者名簿以外に資料は保存されていないとしているほか、同僚からも申立人の申立期間①における保険料の事業主による控除について供述を得られない。

また、申立人の株式会社Aに係る雇用保険被保険者記録によると、雇用保険の被保険者資格取得日は昭和 46 年 4 月 1 日、離職日は同年 7 月 28 日となっており、申立期間の加入記録は見当たらない。

2 申立期間②について、B株式会社では、同社が保管する「社会保険・雇用保険加入者リスト」には申立人の氏名は見当たらないことから申立内容については確認できず、申立期間当時の労働者名簿、賃金台帳等の

資料も保存されていないことから申立人の雇用形態及び保険料控除等については不明としているほか、同僚からも申立人の申立期間②における保険料の事業主による控除について供述を得られない。

また、申立人のB株式会社に係る雇用保険被保険者記録によると、昭和50年11月16日から51年5月8日までの期間及び同年6月16日から同年10月8日までの期間の被保険者記録は確認できるものの、申立期間に申立人の同記録は見当たらない。

さらに、B株式会社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人は昭和51年5月9日の資格喪失の際に、「健康保険証番号＊」の健康保険証が社会保険事務所（当時）に返納され、申立人が同社で被保険者資格を再取得（51年6月16日）した際に「健康保険証番号＊」で新たに健康保険証が交付されている。

- 3 申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年2月7日から37年10月1日まで
平成21年2月ころに、社会保険事務所（当時）にA株式会社の厚生年金保険の記録について調査を依頼したが、昭和35年2月から37年9月までの期間の記録は無いという回答だった。最近、古い資料を整理していたら、当時の会社の経歴書が見付かり、その中に自分の名前も載っていた。当時、私には長男がいて、度々医者にかかっていたので、間違いなく社会保険（厚生年金保険）に加入していたはずである。当時の給料は、月額1万5,000円ぐらいだと思う。会社は、同じ会社名で昭和37年にB地からC地に移転している。調査して当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の提出したA株式会社に係る経歴書及び同社の法人登記簿謄本によると、申立人は、同社設立登記時の昭和34年10月16日から同社取締役となっており、36年2月25日に取締役任に再任されていることが確認でき、同社の複数の従業員が、申立人の同年3月以降の勤務を供述していることから、申立期間について、申立人が同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、会社がC地に移転した昭和37年7月1日後の同年10月1日であり、会社がD町にあった34年10月16日から37年7月1日までの期間を含む申立期間中は、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、登記簿謄本で確認できるA株式会社設立当初の社長、申立人と同

じ同社取締役二人及び2代目の社長には、同社における申立期間の厚生年金保険被保険者としての記録は見当たらず、3代目社長の同社における厚生年金保険被保険者記録は、申立人と同じ昭和37年10月1日からであり、同日前の被保険者記録は見当たらない。

さらに、申立期間当時の社長は既に亡くなっており、会社設立時に申立人と同じく取締役であった同僚は、「会社の社会保険への加入状況及び申立期間当時の厚生年金保険料の控除については、全く覚えていない。自分も同社での厚生年金保険の加入記録が全く無いが、短期間だったので、詳しいことは覚えていない。」と供述している上、昭和37年10月1日に同社で厚生年金保険の被保険者資格を取得している従業員二人は、36年から勤務していたと供述しているが、37年10月1日より前に厚生年金保険料を給与から控除されていたかどうかは覚えていないと供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 11 月 1 日から同年 12 月 1 日まで
株式会社Aが、Bのみを販売する直営店として、C株式会社を新たに設立した際に、求人情報を見て応募し、昭和 53 年 11 月 1 日に入社した。保管している昭和 55 年 10 月 30 日付けの「D書」の就業年月欄には 53 年 11 月 1 日と記録されているが、社会保険事務所(当時)の調査では、同年 12 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることになっているが、間違いなく勤務していたので、厚生年金保険の資格取得日を訂正してほしい。

なお、当時の上司の一人は、昭和 53 年 11 月にC株式会社と一緒に勤務していたが、同月の記録は株式会社Aで継続しているそうなので、同社の記録も併せて調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び申立期間当時に勤務していた複数の同僚の供述等から、申立人は、申立期間において、C株式会社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、社会保険事務所の記録では、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 53 年 12 月 1 日であり、申立期間は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、同事業所が適用事業所になる前の昭和 53 年 10 月及び同年 11 月から勤務していた複数の同僚は、同年 12 月 1 日より前の期間は、試用期間であったと思うと供述しており、そのうちの一人は、会社から試用期間についての説明があったような記憶があると供述している。

さらに、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給

与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い上、事業主は、当時の資料が保存されていないため、保険料控除については不明としており、申立人も、厚生年金保険料が給与から控除されていたかどうかは不明としているが、試用期間があったと供述する複数の同僚は、はっきりとした記憶は無いが、給与から厚生年金保険料は引かれていなかったと思うと供述している。

加えて、申立期間に、C株式会社に勤務し、厚生年金保険の記録が存在する申立人が記憶している元上司は、「当該期間の記録は、C株式会社ではなく、株式会社Aでの記録であり、自らは関連会社である同事業所から異動してきた」と供述しているところ、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和53年12月1日に資格を喪失していることが確認できる上、同事業所で同年11月に資格を取得している被保険者は4人いるが、申立人の氏名は無く、同名簿の健康保険番号は連番で欠落は無い上、その4人のうち、連絡が取れた複数の被保険者は、申立人を知らないと供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 3449 (事案 1362 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額^{そきゅう}の記録については、訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 10 月 1 日から 9 年 12 月 22 日まで

A株式会社における平成2年10月から9年11月までの標準報酬月額が、当初記録されていた金額から、遡^{そきゅう}及して引き下げられていることが判明したので、年金記録確認第三者委員会に調査の申立てをしたが、被保険者の記録の訂正は必要が無いと回答された。

この標準報酬月額引下げの処理に自分は関与していなかったにもかかわらず、訂正が必要ないと判断されたことは納得できないので、再度調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当初の申立てにおいては、申立人が事業主であったA株式会社は、オンラインの記録では、平成9年12月22日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立人の標準報酬月額は同年同日付けで、2年10月から4年9月までの期間及び6年1月から同年9月までの期間が遡^{そきゅう}及訂正されていることが確認できるところ、同社の社会保険の手続については、申立人自身が処理を行っていたと供述している上、従業員^{そきゅう}の一人から、8年ごろに、資金繰りの悪化に伴う給料の遅配があったとの供述があり、社会保険料の滞納があったことが推認できるため、会社の業務を執行する責任を負っている事業主である申立人が、会社の業務としてなされた当該行為については責任を負うべきであること等を理由として、既に当委員会の決定に基づいて21年8月11日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

一方、申立人は、年金記録確認第三者委員会に調査を申し立てた当初から、これらの標準報酬月額^{そきゅう}の遡^{そきゅう}及訂正には自身は関与していないとしてお

り、当初の申立てにおいて^{そきゅう}遡及訂正は確認できないとされた平成4年10月から5年12月までの期間及び6年10月から9年11月までの期間を含めた全申立期間について、行政側の不適正な事務処理があったのではないかと再申立てにおいても主張している。

また、オンラインの記録では、A株式会社における申立人の標準報酬月額が、申立人の主張するとおり、当初の申立てに係る調査で^{そきゅう}遡及訂正は確認できないとされた期間を含む平成4年3月から5年12月までについて、53万円から8万円に6年2月1日付けで^{そきゅう}遡及して訂正され、さらに、同年10月から9年11月までについても、6年10月を53万円から9万2,000円に、同年11月から9年11月までを56万円から9万2,000円に同年12月22日付けで^{そきゅう}遡及して訂正されていることが確認できる。

しかしながら、再申立てに係る調査において申立人は、「申立期間の途中に、社会保険事務所（当時）の徴収課長から滞納処理のために自身と息子の記録を訂正するとの申入れがあったので、一度だけ事業主印を渡したことがある。」と供述しており、オンラインの記録から、申立人の息子のA株式会社における平成4年3月以後の標準報酬月額が、申立人と同一の期間について同一の日付で^{そきゅう}遡及訂正されていることが確認できることから、6年2月1日付けで行われた4年3月から5年12月までの記録の^{そきゅう}遡及訂正については、申立人が関与していたと認められる。

さらに、平成9年12月22日付けで行われた、上記以外の期間の標準報酬月額の^{そきゅう}遡及訂正について、申立人は、「自身による届出や同意などは、一切行っていない。」と主張しているが、当時は4人いたA株式会社の厚生年金保険被保険者のうち、申立人及びその息子の二人について当該期間の^{そきゅう}遡及訂正が行われており、同社が適用事業所に該当しなくなったことについては、9年12月22日に申立人の息子の、同年12月26日に申立人自身の健康保険証を回収したことがオンラインの記録で確認され、申立人も「健康保険証の返納の記憶は無いが、国民年金については社会保険事務所からの通知に基づき、後日、保険料をまとめて納付した。」と供述していることから、当該^{そきゅう}遡及訂正の処理に関しても、社会保険事務所が、事業主であった申立人の同意を得ずに、又は申立人の一切の関与も無しに、無断で処理を行ったものと認めることはできない。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、A株式会社の代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正に関与しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額の記録に係る訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 4 月 1 日から 46 年 11 月 4 日まで
② 昭和 46 年 11 月 4 日から 49 年 8 月 1 日まで
社会保険事務所（当時）の記録では、昭和 43 年 4 月 1 日から 49 年 8 月 1 日までの期間は、厚生年金保険の被保険者期間となっていないが、43 年 4 月に A 株式会社に入社し、62 年 1 月に退職するまでずっと勤務していたので、この期間を被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述により、申立人は、昭和 43 年ころから A 株式会社勤務していたものと推認できる。

しかしながら、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 46 年 11 月 4 日であり、申立期間①については、適用事業所となっていない。

また、A 株式会社が適用事業所となった昭和 46 年 11 月 4 日に被保険者資格を取得していることが健康保険厚生年金保険被保険者原票により確認できる 5 人の同僚に照会したところ、回答のあった 4 人の同僚は、全員が適用事業所となる前に入社しているが、この間に厚生年金保険に加入した形跡は見当たらず、そのうち 3 人の同僚から、「46 年 11 月まで、会社は厚生年金保険に加入しておらず、保険料も控除されていなかった。」との供述があった。

さらに、申立期間②については、昭和 46 年 10 月 21 日から 55 年 3 月 31 日までが加入期間となっている申立人の雇用保険の記録がある一方で、健康保険厚生年金保険被保険者原票により 46 年 11 月 4 日に被保険者資格を取得し 47 年 2 月 21 日に資格を喪失していることが確認できる同僚は、

「申立人は、当時病気で入院しており、私が入社した 46 年 9 月から退職した 47 年 2 月までの間、一度も会社に来なかった。」と供述している上、ほかの二人の同僚（一人は、46 年 11 月 21 日資格取得、47 年 3 月 31 日喪失。一人は、48 年 4 月 2 日資格取得、同年 8 月 1 日喪失。）からも、「事業所に勤務していた当時、申立人が勤務していたことは知らなかった。」との供述があったことから、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった 46 年 11 月 4 日には申立人は当該事業所に勤務しておらず、被保険者資格取得の的行われなかったものと推認できる。

加えて、当該事業所は既に解散しており、当時の事業主は、「申立人の申立期間の勤務実態や厚生年金保険料の控除については、当時の資料の保存が無く不明である。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年12月ころから57年12月ころまで

A業を行っていた株式会社Bで勤務していた知人から、一緒に働かないかと誘われて、昭和52年12月ころから57年12月ころまで同社に勤務していたが、社会保険庁（当時）の記録では、この期間が厚生年金保険の被保険者になっていないので、調査の上、被保険者期間と認めて、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を通じて、株式会社Bに勤務していたと申し立てている。

しかしながら、株式会社Bについては、オンライン記録における事業所名簿検索の結果から、厚生年金保険の適用事業所であったと確認することができない上、同社は商業登記簿では、昭和62年3月12日に法人設立がされた後、平成8年6月*日に解散して登記簿が閉鎖されており、閉鎖役員欄に記載されている役員全員について所在が分からないことから、同社における申立人の勤務実態を確認することができない。

また、株式会社Bの従業者で、申立人を同社に就職勧誘した同僚は、既に亡くなっており、申立人は、ほかの同僚の氏名等についても記憶が無い上、同社はC資料からAと確認できるものの、同社の従業者名簿も見当たらないため、同僚から申立人の勤務実態を確認することができない。

さらに、申立人の、株式会社Bに係る雇用保険の被保険者記録は見当たらない。

加えて、事業主による厚生年金保険料の控除については、前述のとおり、株式会社Bにおける役員全員の所在が判明しないこと、同社に係る健康保

険厚生年金保険被保険者名簿が見当たらず、同僚の氏名等が判明しないこと、及び申立人も同僚の氏名等を記憶していないことなどから、同社の関係者の誰からも供述を得ることができない上、申立人も、事業主による給与からの厚生年金保険料の控除について明確な記憶が無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年2月1日から26年11月1日まで

国（厚生労働省）の厚生年金保険被保険者の記録では、A組合（現在は、B組合）に勤務した期間の被保険者記録が無い。

A組合を退職するとき、組合長が発行した失業保険被保険者離職票を今も保管しており、勤務していたことに間違いはないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間について、A組合に勤務していたことは、申立人が提出した当該組合の失業保険被保険者離職票及び一緒にC業務に従事していた同僚の供述から、認められる。

しかし、当該離職票において、申立人がA組合に勤務した期間は、事業所番号等索引簿及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿における事業所の適用日の記録から、当該組合が厚生年金保険の適用事業所（新規適用日は、昭和28年10月1日）となる前であることが、確認できる。

また、申立人が唯一名前を記憶していた同僚は、「申立人と一緒にC業務を行っていた。私も昭和24年6月16日から27年7月19日までA組合に勤務していたが、この期間は厚生年金保険の被保険者期間になっていない。」と供述している上、当該組合が適用事業所となる前から勤務をしていた同僚も、「A組合の被保険者資格取得日よりも2年くらい前から勤務していたが、この期間は被保険者期間になっていない。」と供述しており、いずれも当該組合が適用事業所となる前は、厚生年金保険被保険者期間ではなかったとしている。

さらに、B組合では、「A組合に係る人事関係資料等を保有していない

ので、適用事業所になる前に、申立人の給与から、厚生年金保険料を控除したか否かは分からない。」としている上、複数の同僚は、いずれも当該組合が適用事業所となる前に事業主によって保険料を控除されたか否か分からないとしており、申立人にも明確な記憶が無いことから、事業主による厚生年金保険料の控除を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 10 月 1 日から 44 年 1 月 1 日まで
② 昭和 48 年 11 月 1 日から 57 年 10 月 1 日まで

A株式会社のB班が独立する形で、C株式会社（昭和 53 年 6 月 30 日にD株式会社に名称変更）を設立し、同社事業主からA株式会社に勤務していたときと同じ労働条件で手伝ってほしいと言われ、A株式会社を退職し、C株式会社に勤務したにもかかわらず、申立期間①については、厚生年金保険の被保険者記録が確認できないので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、申立期間②についてもC株式会社に勤務していたが、給与から控除されていた保険料が、オンライン記録上の標準報酬月額と比較して高額になっていると思うので、正しい金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、同僚の供述により、申立人がC株式会社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、事業所記号順索引簿の記録により、C株式会社は昭和 44 年 1 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①当時は、厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、同日付けで健康保険の整理番号 1 番から 9 番までの 9 人が資格を取得していることが確認でき、申立期間①に勤務していたとする同僚について当該期間に係る被保険者記録は確認できない。

また、同僚の一人は、申立期間①当時は、厚生年金保険の適用事業所ではなかったため厚生年金保険に加入しておらず、給与からも厚生

年金保険料を控除されていなかった旨の供述をしている。

さらに、事業主は既に死亡しており照会することはできない上、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②については、申立人は、申立期間の標準報酬月額の変動について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間②のうち昭和49年1月、51年2月、同年4月から同年11月までの期間、53年1月、55年2月及び同年6月を除く期間については、申立人から提出を受けた当該期間に係る給与明細書上の厚生年金保険料控除額から算定した標準報酬月額とオンライン記録上の標準報酬月額は一致していることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

一方、申立期間②のうち、昭和49年1月、51年2月、同年4月から同年11月までの期間、53年1月、55年2月及び同年6月については、給与明細書等の厚生年金保険料の控除について確認できる資料は無く、事業主及び同僚からも保険料控除に係る具体的な供述を得ることができない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年1月1日から同年11月21日まで
A株式会社（現在は、株式会社B）を昭和61年12月末日に退職し、60歳まで勤務するために、62年1月1日からC株式会社に勤務していたにも関わらず、同年1月1日から同年11月21日までの厚生年金保険の記録が確認できないので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の支給台帳及び被保険者記録により、申立人が昭和61年12月31日にA株式会社における雇用保険被保険者資格を喪失し、その後62年1月8日に基本手当の受給資格が決定され、同年1月15日から同年11月10日まで基本手当の支給を受け、同年11月21日にC株式会社における雇用保険被保険者資格を取得していたことが確認できる。このことは、申立人に係るオンライン記録と符合している。

また、C株式会社の加入するD基金の記録により、昭和62年11月21日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、C株式会社の加入していたE組合の被保険者記録により、昭和62年11月21日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

加えて、事業主及び申立期間にC株式会社において厚生年金保険の記録が確認できる者からも、申立人が申立期間に厚生年金保険に加入していたこと及び厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額記録については、訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 11 月 16 日から平成 9 年 10 月 1 日まで
オンライン記録によると、株式会社Aに係る申立期間についての昭和 63 年 11 月から平成 4 年 9 月までの標準報酬月額が 6 万 8,000 円に、4 年 10 月から 6 年 9 月までの標準報酬月額が 8 万円に、6 年 10 月から 9 年 9 月までの標準報酬月額が 9 万 2,000 円にそれぞれさかのぼって引き下げられていた。標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンラインの記録により、申立期間の標準報酬月額については、当初、i) 昭和 63 年 11 月から平成 2 年 8 月までの期間は 36 万円、ii) 2 年 9 月は 50 万円、iii) 2 年 10 月から 3 年 7 月までの期間は 44 万円、iv) 3 年 8 月から 6 年 10 月までの期間は 53 万円、v) 6 年 11 月から 9 年 9 月までの期間は 59 万円と記録されていたところ、9 年 10 月 14 日付けでさかのぼって昭和 63 年 11 月から平成 4 年 9 月までが 6 万 8,000 円に、同年 10 月から 6 年 9 月までが 8 万円に、同年 10 月から 9 年 9 月までが 9 万 2,000 円に減額処理が行われていることが確認できる。

しかしながら、申立人は、申立期間当時、株式会社Aの代表取締役として同社に在籍し、厚生年金保険の被保険者であったことが、社会保険事務所（当時）の厚生年金保険被保険者記録及び同社の閉鎖登記簿謄本により確認できる。

また、社会保険事務所で保管している株式会社Aに係る滞納処分票によると、同社は平成 7 年以前から平成 17 年度までの健康保険料及び厚生年金保険料を滞納しており、17 年 5 月 24 日まで社会保険事務所との滞納についてのやり取りが確認できる。

さらに、申立人が保管しているB社会保険事務所（当時）から株式会社A宛の平成9年10月分保険料納入告知書不発行通知書（第*号、平成9年11月19日発行）によると、「さかのぼって月額変更があったため。」と記載されていることから、同事業所は、同事業所の健康保険料及び厚生年金保険料滞納額に充当するために代表取締役である申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届を社会保険事務所に提出し受理され、社会保険事務所は申立人の申立期間における標準報酬月額のオンライン記録を平成9年10月14日にさかのぼって減額処理したものと考えられる。

加えて、代表取締役である申立人は、社会保険事務所に出向いたときに、「標準報酬月額^{せきゆう}の遡及減額について同意した。」と供述しており、申立人の標準報酬月額の減額訂正処理について、代表取締役である申立人が関与していることが認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役である申立人が、会社の業務としてなされた当該行為については責任を負うべきであり、自ら標準報酬月額の減額処理に関与しながら当該減額処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額の記録に係る訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 2 月 1 日から同年 8 月 5 日まで
② 昭和 41 年 10 月 1 日から 43 年 4 月 1 日まで

申立期間①について、合資会社A（現在は、株式会社B）に勤務し、申立期間②について、C有限会社に勤務していた。しかしながら、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず厚生年金被保険者記録が無い。調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の申立期間①当時の同僚から「期間は不明であるが店員として在籍していたことは、かすかに覚えている。」との供述が得られたことから、申立人が申立期間①当時に合資会社Aに勤務したことは推認できる。

しかしながら、合資会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間①当時、当該事業所に入社し厚生年金保険に加入していることが確認できる同僚4人に、当時の厚生年金保険料の控除等について照会したところ、二人の同僚からは、「3か月程度の試用期間があった。」との供述があり、そのうちの一人の同僚からの「当該事業所は3か月くらいの試用期間があり、試用期間中は厚生年金保険には加入せず。」との供述を踏まえると、同社においてはすべての従業員について入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったものと考えられる。

また、申立期間①に係る給与明細書等の資料が無いことから、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

2 申立期間②について、申立人はC有限会社に勤務したと主張している。

しかしながら、当該事業所から、申立期間②当時の給与明細書等の関係資料は保存期限の経過により廃棄されており、また、申立人が申立期間②当時に勤務していたかは不明との供述がある上、申立期間②当時に当該事業所に勤務していた同僚5人に照会したところ、回答の得られた二人の同僚共に、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について不明と供述していることから、申立人の申立期間②に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除の事実を確認することができない。

また、申立人に係るC有限会社における雇用保険の被保険者記録は無い上、事業所別被保険者名簿には、申立人の氏名は見当たらず、健康保険番号の欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 8 月 31 日から同年 9 月 27 日まで
私は、株式会社Aに平成 5 年 9 月 27 日まで勤務していたが、オンライン記録では同社に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日は同年 8 月 31 日になっている。雇用保険被保険者記録も同年 9 月 27 日になっているので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び同僚の証言により、申立人が申立期間に株式会社Aに勤務していたことは認められる。

しかしながら、申立人が提出した株式会社A代表取締役発信の平成 5 年 8 月 30 日付けの「お願い文書」には、「会社の業績が悪く社会保険料が滞納し、やむを得ずに 8 月 30 日をもって社会保険を喪失すること、8 月分の給与から社会保険料を控除しないこと、各自、2 週間以内に国民年金、国民健康保険の手続を市町村ですること。」の内容が記載されている。

また、株式会社Aが厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成 5 年 8 月 31 日に厚生年金保険被保険者資格喪失日の記録がある同僚に照会したところ、11 人から回答があり、このうち 4 人は「8 月分の給与から厚生年金保険料は控除されていなかった。」と回答しており、そのうちの一人から提供された同年 8 月分の給与明細書には厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

なお、申立人の申立期間に係る国民年金保険料については、納付済みとなっていることが確認できる。

さらに、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保

除料を控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 3 月から 42 年 4 月まで
昭和 41 年 3 月から 42 年 4 月ころまでA株式会社に勤務した。厚生年金保険被保険者記録には、同社に勤務していた記録が無い。同社に勤務していた期間を、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した社員旅行の写真及び複数の同僚の供述から、期間の特定はできないが、申立人が申立期間当時、A株式会社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、元事業主の親族で当該事業所の事務担当者からは、「申立人が厚生年金保険に加入しなかったのは、個人的な事情があったためと思う。申立人が勤務していた期間は、申立人の申立期間よりも短かったと思う」との供述があった。

また、申立人の雇用保険の被保険者記録では、申立人がA株式会社で被保険者資格を取得した記録は確認できない。

さらに、A株式会社は、申立期間中の昭和 42 年 2 月 28 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立人の氏名は見当たらず、整理番号に欠番も無い。

加えて、申立人が申立期間において、事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 9 月 1 日から 34 年 1 月 15 日まで
② 昭和 34 年 1 月 18 日から同年 3 月 31 日まで

私は、申立期間①についてはA（現在は、B株式会社C支社）、申立期間②についてはD株式会社E所にそれぞれ勤務していたが、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が無い。

調査の上、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、Aに勤務していたと申し立てているが、事業所の事業所別被保険者名簿によりAは、昭和 38 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①当時は適用事業所ではないことが確認できる。

また、事業主は、申立期間①当時の資料を調査したが、申立人の在籍は確認できなかつたと供述している。

さらに、申立人は、申立期間①当時の上司及び同僚の氏名を記憶していないため、Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できる同僚 15 人に照会して 8 人から回答があったものの、申立人を記憶している者はいない上、同僚一人は同事業所が厚生年金保険の適用事業所となる前から勤務していたが、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 38 年 10 月 1 日より前の期間は保険料を事業主により給与から控除されていたかについては不明と供述している。

2 申立期間②について、健康保険厚生年金保険被保険者名簿から確認で

きる複数の同僚の証言及び雇用保険の被保険者記録により、申立期間②当時、申立人がD株式会社E所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、事業主は、申立人は昭和34年1月17日付けで入社したが、厚生年金保険の資格を取得したのはD株式会社E所が適用事業所となった同年4月1日からと供述しているところ、事業所の事業所別被保険者名簿においても同日に同事業所が適用事業所となっていることが確認できる。

また、健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できる同僚10人に照会し回答のあった7人のうち3人は、それぞれ入社日は異なるものの昭和34年4月1日より前から勤務していたと供述しているが、同名簿により厚生年金保険の資格取得日は、同年4月1日であることが確認できる。

さらに、D株式会社が加入するF組合の被保険者台帳により確認できる申立人の資格取得日は健康保険厚生年金保険被保険者名簿の資格取得日と一致している。

3 このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 8 月 21 日から 53 年 3 月まで
株式会社A（現在は、B株式会社）系列のC社において、Dとして勤務しながら、昼間は有限会社Eに勤務したが、社会保険庁（当時）の記録によると、株式会社Aにおける厚生年金保険の加入記録が昭和 52 年 8 月 21 日から 53 年 3 月まで空白となっている。同社には、52 年 4 月から 1 年間の契約社員として勤務したので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の詳細な供述内容により、期間の特定はできないものの、申立人が、株式会社A及び有限会社Eに重複して勤務していたことがうかがわれる。

しかしながら、株式会社Aの申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人が昭和 52 年 8 月 21 日に資格喪失し、同年 11 月 30 日に健康保険証を返納していることが確認できる。

また、有限会社Eの申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人が、株式会社Aの被保険者資格を喪失した昭和 52 年 8 月 21 日に、有限会社Eの被保険者資格を取得している上、両事業所共に同じ記号番号（*）で資格を取得していることが確認できる。

さらに、事業主は、当時の資料は残っていないため、勤務実態及び保険料控除に関しては不明と回答している。

加えて、申立人は、同じ業務に従事していた同僚の名前を記憶していないことから、申立期間当時、同社の厚生年金保険に加入していた複数の同僚に照会するも、申立人を記憶している者はいない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 1 月から 41 年 12 月まで
② 昭和 45 年 3 月から 48 年 4 月まで

昭和 38 年 1 月から 41 年 12 月まで A 町にあった有限会社 B に友人の紹介でパートタイマーとして勤務した。また、45 年 3 月から 48 年 4 月まで C 地にあった自宅近くの D 株式会社でパートタイマーとして勤務した。しかし、この両方の期間について厚生年金保険被保険者記録が無い。この両方の期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、有限会社 B に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の同社への入社を仲介した友人の記録が確認できること、及び申立人が事業主の氏名を正確に記憶していることから、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、有限会社 B は既に解散しており、元事業主の妻は、元事業主は既に死亡しており、当時の資料は保存しておらず、申立人の同社における勤務については不明と供述している上、申立期間の同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の記録は見当たらず、健康保険番号に欠落も無いことから、申立人の同社における厚生年金保険の加入を確認することはできなかった。

また、申立人は、有限会社 B において E 業務に従事していたと供述しているところ、元事業主の妻は、当時経理業務に従事していたが、E 業務に従事する者の給与は、月給制ではなく売上げに応じたキャッシュバック制であり、F から定められた金額を現金にて渡しており、厚生年金

保険料などの控除をした記憶は無いと供述している。

さらに、有限会社Bに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から同僚の連絡先を調査したが、事業主の妻以外の連絡先が判明せず、申立人を紹介した友人を含めて、同僚の供述を得ることができなかった。

加えて、申立人は、申立期間①において、自営業を営んでいたその夫とともに国民健康保険に加入していたと供述している。

なお、申立人が申立期間①において事業主により保険料を給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②については、申立人のD株式会社における業務内容についての供述から、期間の特定はできないものの、申立人は、申立期間②において、同社に勤務していたことはいくつかある。

しかし、D株式会社は既に解散しており、元事業主は、当時の資料は保存しておらず、申立人の同社における勤務については不明としている上、申立期間②の同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の記録は見当たらず、整理番号に欠落も無いことから、申立人の同社における厚生年金保険の加入を確認することはできなかった。

また、申立人は、事業主及び同僚の氏名を記憶しておらず、D株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録において、申立人と同時期に同社において被保険者であった同僚のうち、連絡先の判明した者 11 人に申立人について問い合わせたところ、5人から回答を得たが申立人を記憶している者はいなかった。

さらに、回答した同僚のうち入社日を記憶している者について、健康保険厚生年金保険被保険者原票における厚生年金保険の資格取得日を確認したところ、入社日と資格取得日がおおむね一致していることが確認できる上、同僚のうち一人は、当該事業所において試用期間や見習期間等は無く、原則として厚生年金保険には入社と同時に加入させていたが、パートタイマーについては加入していない者も少なくなかったと供述している。

加えて、申立人は、申立期間②において国民健康保険に加入していたと供述しているところ、G市が提出した国民健康保険基本異動履歴により、申立期間②について国民健康保険の被保険者であることが確認できる上、申立人の同社における申立期間に係る雇用保険の加入記録は無い。

なお、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除につい

て確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年4月30日から同年6月16日まで
② 昭和21年3月29日から22年5月1日まで

昭和19年3月16日から24年4月末まで、A市のB株式会社に5年以上休まず勤務したが、年金記録を確認したところ、19年4月30日から同年6月16日までの期間及び21年3月29日から22年5月1日までの期間の記録が無いので、当該期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 B株式会社は、昭和25年に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、商業登記簿においても、記録が見当たらない上、健康保険厚生年金保険被保険者名簿からも当時の事業主を確認できなかったため、申立人の申立期間に係る勤務実態及び保険料控除の事実をうかがわせる供述及び関連資料を得ることができない。

また、申立人と勤務期間が重なると思われる同僚は、連絡先不明の者が多く、供述の得られた同僚10人の中に申立人を記憶する者はいない。

2 申立期間①について、B株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人は、昭和19年3月16日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、19年4月30日に喪失していることが確認でき、当該記録は厚生年金保険被保険者台帳の記録と一致している。

また、申立期間①において健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整

理番号に欠番は無い。

- 3 申立期間②について、健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認できる当時の従業員は、昭和 21、22 年ころ労働争議があり、ストライキ倒産になったと供述している上、B 株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿は、新規適用事業所として昭和 22 年 5 月 1 日付で改めて作成されていることが確認できる。

また、申立期間②を含めて継続して勤務したと供述している複数の同僚について、健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、昭和 22 年 5 月 1 日付けの資格取得記録が確認できること、及び相当数の被保険者が 21 年 3 月 29 日付けで資格喪失しており、かつ、同日以降の喪失は見当たらないことから、申立期間②については B 株式会社は適用事業所ではなかったことが推認できる。

さらに、申立人は、健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、昭和 22 年 5 月 1 日に資格を取得していることが確認でき、当該記録は厚生年金保険被保険者台帳の記録と一致している。

- 4 このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。
- 5 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月 17 日から 36 年 1 月 18 日まで
私は申立期間にA株式会社B支店で勤務し、結婚のため退職した。社会保険庁（当時）の記録では、申立期間については脱退手当金を受けていることになっているが、私は脱退手当金を請求しておらず、受給もしていないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和36年5月9日に支給決定されているなど一連の事務処理に不自然さはない。

また、当時は通算年金制度前であり、脱退手当金の支給期間に係る最終事業所の資格喪失後昭和47年4月まで国民年金に加入していないことを踏まえると、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さは見当たらない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 8 月 3 日から 35 年 9 月 11 日まで

私は、A株式会社B工場に少なくとも昭和 36 年のメーデーごろまで勤務していた。そのときの写真を保管している。社会保険庁（当時）の記録では、A株式会社B工場の被保険者期間は 32 年 8 月 3 日から 35 年 9 月 11 日までとなっており、同年 10 月に脱退手当金を受けていることになっているが、当時は在職していたはずなので脱退手当金は請求できず受給もしていないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 か月後の昭和 35 年 10 月 13 日に支給決定されているなど一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページ及びその前後 5 ページで、昭和 33 年 2 月から 44 年 10 月までに被保険者資格を喪失した女性（申立人を含む）のうち、喪失時に脱退手当金の受給権のある者は 70 人であるが、そのうち脱退手当金を受給した記録のある者は 36 人である上、喪失日から支給決定日までの期間が 6 か月以内の者はそのうちの 33 人であり、請求手続の時期は退職後間もないこと及び申立期間当時、通算年金制度前であることを踏まえると、事業主による代理請求がなされた可能性が考えられる。

さらに、申立人が所持する昭和 36 年のメーデー時のものとする写真は、同年 3 月に厚生年金保険被保険者資格を喪失している同僚が同様の写真を所持している上、ほかの複数の同僚が、「衣替えは 6 月であるため、通常メーデーでは黒い上着を着ていた。」と証言していることを踏まえると、

当該写真が昭和 36 年のメーデー時のものであるとは考え難い。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 5 月 2 日から同年 9 月 4 日まで
(株式会社A)
② 昭和 32 年 5 月 1 日から 33 年 4 月 1 日まで
(B株式会社)
③ 昭和 33 年 11 月 1 日から 40 年 1 月 25 日まで
(C社(現在は、D株式会社))

社会保険庁(当時)の記録では、申立期間の事業所に勤務していた期間の脱退手当金を受けていることになっているが、私は脱退手当金を請求しておらず受給もしていない。仮に私が請求したのならば最初に勤務したE株式会社も同時に請求するだろう。しかし、同社の被保険者記録はそのままであるから、私は脱退手当金を請求していないことになるので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間③に勤務していたC社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金を支給したことを示す「脱」の表示が記されているとともに、当該脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人は、初めて厚生年金保険被保険者資格を取得したE株式会社F工場の被保険者期間が脱退手当金の計算基礎となっていないことをもって請求が無かったと主張しているが、申立期間①、②及び③の取得時の厚生年金保険被保険者番号は同工場での番号とは異なる番号となっており、同工場における申立人の被保険者期間が記載されている厚生年金被保険者台帳(旧台帳)には、「給付種類脱退手当金、資格期間2年4ヶ月、支給

金額 3,514 円、昭和 29 年 8 月 9 日」と記載され、その金額は法定支給金額と一致するとともに、健康保険厚生年金保険被保険者名簿にも「脱」の表示が記載されており、同工場での被保険者期間は脱退手当金として支給済みとされていたことが推認されることを踏まえると、申立人は、申立期間①、②及び③のみが脱退手当金を請求できる期間であったと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間に係る脱退手当金支給決定日から約 1 年後に、再度、厚生年金保険被保険者資格を取得しており、その際の被保険者記号番号はそれまでに申立人が被保険者資格を取得した際の記号番号とは別の番号となっているが、これは、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものとするのが自然である上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 9 月 19 日から 59 年 1 月 5 日まで
厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いことが判明した。申立期間は株式会社Aに勤務していたので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録から、申立人が申立期間当時、株式会社Aに勤務していたことは認められる。

しかし、同僚照会において「入社した日と被保険者資格を取得した日は異なっている。」と供述している同僚がいることを踏まえると、当該事業所においては、すべての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかったことが推認できる。

また、当時、同事業所が編入していたB組合では、「申立人の被保険者記録は無い。また、当時資格取得届を社会保険事務所（当時）に回送していたか否かは不明。」と回答しており、当時における申立人の健康保険及び厚生年金保険の資格取得手続が申立てどおりにされていたかは確認できない。

さらに、株式会社Aは既に破産廃止し、当時の事業主は当時の資料は無く、社会保険の手続については担当者に任せていたので分からないとしており、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 9 月 16 日から 44 年 4 月 1 日まで
ねんきん特別便によると、昭和 41 年 9 月 16 日に株式会社Aにおける厚生年金保険の被保険者資格を喪失しているが、44 年 3 月 31 日までBとして勤務しており、被保険者期間が 31 か月間空白となっている。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を含めて株式会社Aに継続して勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかしながら、雇用保険の被保険者記録によると、申立人の離職日は昭和 41 年 9 月 15 日であることが確認でき、これは申立人のオンライン記録における厚生年金保険の加入記録と合致している。

また、株式会社Aは、昭和 53 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、商業登記において 54 年 10 月 22 日に移転しているが、当該移転先が確認できないため照会できない上、事業主は同社における被保険者記録が無いため照会先を確認できない。

さらに、当該事業所の業務を承継しているとされる株式会社Cは、申立期間の資料を保管していないため、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について関連資料等を得ることができない。

加えて、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人が名前を挙げた同僚 4 人のうち二人が昭和 41 年 10 月 16 日に同社における被保険者資格を喪失していることが確認できる上、申立期間に同社における被保険者記録を有する同僚 25 人に照会したところ、14 人から

回答があり、一人は「申立人は、申立期間に勤務していた。」としているものの、申立人の職種について「D」としていることから別人の可能性が高く、また、3人が「申立人は、勤務していた。」としているものの、勤務期間について「不明。」としていることから、申立人の申立期間における勤務実態について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 10 月 1 日から 40 年 11 月 1 日まで
昭和 38 年 10 月 1 日にA店（現在は、B店）のCに出店していたD店の株式会社Eに入社し、40 年 10 月 31 日まで正社員として勤務していたが、社会保険庁（当時）から厚生年金保険の加入記録が確認できないとの回答を受けた。当時の資料は無いが、社会保険に加入し、厚生年金保険料を毎月の給与から控除されていたので申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に勤務していた株式会社Eは、A店内に出店していたとしている。

しかしながら、「株式会社E」によりオンライン記録を確認したが、当該事業所の所在地には、同一名称の厚生年金保険の適用事業所は見当たらない上、別の所在地に同一名称の適用事業所が 11 件確認できるものの、申立人が勤務していた事業所として特定することができない。

また、申立人は、当時の事業主の氏名を記憶していない上、同僚も二人の名字を記憶しているのみであり、これらの者を特定できないことから、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

さらに、F保健所及びG消防署に、当該事業所に係る届出の有無について照会したが、資料が保管されておらず、確認することができない。

加えて、H組合に、当該事業所の加盟登録を照会したところ、現存する加盟店に「E」の店名は見当たらず、同組合が保有する昭和 55 年 8 月 1 日現在の同組合 I 支部組合員名簿には、所在地は異なる同一名称の加盟店が 1 件確認できたものの、現在の連絡先が不明であるため照会できない。

また、株式会社Jに、当該事業所が申立期間当時に出店していた事実があるか否かについて照会したが、不明としており、確認することができない。

さらに、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を保持していない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めことはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 7 月 26 日から 63 年 1 月 10 日まで
昭和 62 年 7 月 26 日から平成 14 年 10 月 15 日まで株式会社Aに勤務していたが、日本年金機構の記録では、同社における厚生年金保険の被保険者資格取得日が、昭和 63 年 1 月 10 日となっており、実際の入社日と相違しているため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された株式会社Aを支払者とする昭和 62 年分給与所得の源泉徴収票、同社が保有している申立人の履歴書及び同僚の供述から、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、申立人から提出された、B校（C県知事）及び同校を退職後に勤務した株式会社Aをそれぞれ支払者とする昭和 62 年分給与所得の源泉徴収票を比較すると、給与等からの控除分として記載された「社会保険料等の金額」が同額であることが確認でき、株式会社Aにおいては、62 年中に給与からの社会保険料控除は行われていなかったことがうかがえる。

また、当時の同僚5人は、入社後に3か月間の試用期間があり、試用期間経過後から厚生年金保険料が控除されていた旨の供述をしており、そのうち、オンライン記録において、株式会社Aにおける資格取得日が申立人と同一である同僚から提出された「給料支給明細書」から、当該試用期間中においては厚生年金保険料を含む社会保険料が控除されていないことが確認できる。

さらに、株式会社Aに申立人と同期入社したとする同僚一人は、「私は、

申立人と同一の職種で2か月程度勤務して退職したが、厚生年金保険の加入記録が無い。」と供述している。

加えて、株式会社Aが保管している「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」（資格取得日は昭和63年1月10日）により、事業主が届出を行った申立人の資格取得日は、厚生年金保険被保険者記録及び雇用保険の被保険者資格取得日と一致していることが確認できる。

なお、株式会社Aは、当時の給与関連資料を保管していないため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除については不明としている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 3 月から 46 年 9 月まで
② 昭和 53 年 6 月 1 日から 54 年 1 月 4 日まで
③ 昭和 56 年 5 月から平成 2 年 9 月まで
④ 平成 2 年 11 月から 6 年 10 月まで

ねんきん特別便の記録では、申立期間①のA株式会社B支店、申立期間②のC株式会社、申立期間③のD株式会社、申立期間④のE株式会社に勤務していた期間が、厚生年金保険に未加入となっている。申立期間①はF業、申立期間②及び③はG業、申立期間④はH業だった。調査して各申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のA株式会社は、申立人がB支店に在籍していたかについては、当時の資料が無く不明としているが、同僚の一人から提出された同支店に係る社員名簿に申立人の名前が記載されていることから、期間は特定できないものの、申立人が同支店に勤務していたことが認められる。

しかし、上記名簿は、内勤者名簿とそれ以外のI部員名簿に分かれており、申立人の名前はI部員名簿に記載されているところ、申立人と同じくI部員名簿に記載されている同僚は「Jで社会保険に入っていなかった。」と供述しており、複数の内勤者は「KのI部員は社会保険に入っていなかった。」と供述している。

また、申立人が申立期間①において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

2 申立期間②について、C株式会社は既に事業を廃止し、当時の事業主が亡くなっていることから、申立人の申立期間②当時の厚生年金保険料の控除について確認することができない上、申立期間②において被保険者記録があり、連絡先の確認ができた同僚7人に照会し4人から回答が得られ、申立期間②にしか被保険者期間を有しない一人が申立人の名前を記憶していることから、期間の特定はできないものの、申立期間②に当該事業所に勤務していたことは推認できるが、保険料の控除については供述を得ることができなかった。

また、申立人の雇用保険の加入記録は、申立期間②の開始前日の昭和53年5月31日に当該事業所を離職となっており、求職者給付等の手続きが取られたことが確認できる。

さらに、申立人が申立期間②において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

3 申立期間③について、D株式会社は厚生年金保険の適用事業所であった記録が無く、事業主の供述も得られないため、申立人の申立期間③当時の厚生年金保険料の控除について確認することができない上、申立期間③において申立人が当該事業所と同じ所在地にあり関連会社であったと供述するL株式会社で被保険者記録があり、連絡先の確認ができた同僚3人に照会し二人から回答が得られたが、申立人を記憶している者がいないことから、勤務状況等を確認することができなかった。

また、申立人の当該事業所での雇用保険の加入記録を確認することができない。

なお、申立人が申立期間③において、国民健康保険に加入していることが確認できる。

さらに、申立人が申立期間③において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

4 申立期間④について、E株式会社は申立人が在籍していた記録が無いと回答しており、当該申立期間の被保険者記録が本社で一括加入処理され、申立人も当時の同僚の名字しか記憶していないため、申立人の申立期間④当時の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について同僚に照会することができない。

また、申立人の当該事業所での雇用保険の加入記録を確認することができない。

なお、申立人が申立期間④において、国民健康保険に加入していることが確認できる。

さらに、申立人が申立期間④において厚生年金保険料を事業主により

給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

- 5 このほか、申立人のすべての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。
- 6 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年12月1日から24年4月25日まで
② 昭和24年11月15日から25年4月30日まで
③ 昭和25年11月18日から26年4月30日まで
④ 昭和26年12月1日から27年4月1日まで
⑤ 昭和27年11月27日から28年4月30日まで
⑥ 昭和28年11月15日から29年4月30日まで
⑦ 昭和29年11月15日から30年4月30日まで
⑧ 昭和30年11月1日から31年4月15日まで
⑨ 昭和31年11月1日から32年4月20日まで

A株式会社（現在は、株式会社B）の船員保険期間が判明したが、脱退手当金支給済期間となっている。父親は脱退手当金という制度自体も知らず、将来の年金受給を期待していたのに払戻請求をするはずもない。年金を納付した分だけでも受給したい。船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の息子が、申立人の年金記録の訂正を、求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、支給決定日

が最終資格喪失日から 23 年後の昭和 55 年 7 月 14 日であり、当時申立人の年齢が 63 歳であること、申立期間以外に被保険者期間を有しないこと及び年金の受給権が発生しないことから、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さは見当たらない。

また、申立人が受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 7 月 21 日から 36 年 1 月 5 日まで

昭和 34 年 7 月に A 株式会社に入社し、35 年 7 月ころに B 株式会社に移籍した。申立期間当時は、C 地にあった A 株式会社の工場に引き続き勤務しながら実習をしていた時期で、毎月の給与や賞与は D 地にあった B 株式会社本社から支給されていた。社会保険庁（当時）の記録によると、35 年 7 月 21 日から 36 年 1 月 5 日までの厚生年金保険被保険者記録が無かったが、この期間も B 株式会社における被保険者期間であったと思うので、調査と記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、B 株式会社にて在籍しながら、A 株式会社の工場にて実習をしていたと供述しているところ、同僚から提出された昭和 35 年 8 月 1 日付け B 株式会社組織及業務分担表により、申立人が申立期間において同社にて勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A 株式会社及び B 株式会社の事業主は、いずれも、両社は別資本の別会社であったと供述していることから、厚生年金保険に関する事務の取扱いについては、それぞれの事業所で個別に行っていたことが推認できる。

また、雇用保険の被保険者加入記録においても、申立人が、B 株式会社にて資格を取得しているのは、昭和 36 年 4 月 1 日であり、申立期間において申立人が雇用保険の被保険者であった記録は確認できない。

さらに、A 株式会社及び B 株式会社は、既に廃業しており、両社の当時の事業主は、申立期間当時、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたかについては不明としているほか、複数の同僚に照会しても、申立期

間当時、申立人が事業主により保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 5 月 1 日から 46 年 5 月 1 日まで
② 昭和 46 年 7 月 1 日から 50 年 7 月 1 日まで

昭和 42 年 5 月から A 区にあった株式会社 B に 4 年間ほど勤務し、その後、46 年 7 月から同じ A 区にあった株式会社 C に 4 年間ほど勤務したが、社会保険事務所（当時）で確認したところ、両社における厚生年金保険の被保険者記録が無かった。当時は給与から保険料が天引きされていたと記憶しているので、調査と記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、事業主の供述及び申立人から提出された株式会社 B のパンフレットに申立人の氏名が記載されていることから、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、株式会社 B に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録において、同社における厚生年金保険の被保険者記録がある 8 人のうち、回答を得ることができた 5 人は、いずれも申立人が同社に勤務していたかについては不明としており、同社のパンフレットに氏名の記載がある 8 人のうち、申立人を含む 6 人は、同社における被保険者記録が無い。

また、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険適用事業所名簿で、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 44 年 10 月 1 日であり、46 年 2 月 21 日には適用事業所ではなくなっていることが確認できる。

なお、オンライン記録により、申立人の昭和 44 年 3 月から 46 年 3 月までの期間に係る国民年金保険料は納付済みと記録されていること

が確認できる。

- 2 申立期間②について、法人登記簿により、申立人の主張のとおり、A区にある株式会社Cが確認でき、事業主の妻が、申立人が同社に勤務していたことを記憶していることから、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、事業主の妻は、「同社は従業員が少なかったため、会社自体が厚生年金保険に加入していなかったと思う。」と供述している。

また、健康保険厚生年金保険適用事業所名簿及び適用事業所索引簿においても、同社が厚生年金保険の適用事業所であった事実を確認することができない。

さらに、オンライン記録を確認したところ、事業主も同社における厚生年金保険の被保険者記録は無い。

- 3 すべての申立期間について、申立人に係る雇用保険の被保険者記録は確認できない。

また、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者としてすべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 39 年 8 月 1 日まで

社会保険庁（当時）の記録では、A株式会社での厚生年金保険資格取得日が昭和 39 年 8 月 1 日となっているが、学校を卒業してすぐである 36 年 4 月に当該会社に入社したので、当時から厚生年金保険の資格を取得しているはずである。

また、同じ学校を卒業した仲間も一緒に入社したので、その仲間と同じ厚生年金保険の加入記録になっていると思う。

申立期間について、第三者委員会で調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶する同僚の「申立人は、昭和 36 年 4 月に入社し、一緒に寮生活をしていた。」との供述により、申立人が申立期間においてA株式会社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社の当時の事業主及び当該同僚を含む 90 人について、申立人と同日の資格取得日となっていることが確認できるほか、申立期間において勤務していたとする同僚（同じ学校を卒業した仲間）3人には被保険者記録は確認できない。

また、A株式会社は平成 7 年 2 月 28 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、B法務局の閉鎖事項全部証明書によると、14 年 3 月 * 日にC地方裁判所の特別清算終結の決定が確定していることが確認できる上、当時の事業主(大正元年生まれ)も基礎年金番号未統合につき住所が判明しないことから、申立人の申立期間に係る勤務実態及び保険料控除の事実をうかがわせる供述及び関連資料を得ることができない。

さらに、当該被保険者名簿によると、申立人の厚生年金保険資格取得日は、オンライン記録と同じである昭和 39 年 8 月 1 日と記載されていることが確認できる上、健康保険証番号の欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 3 月 1 日から同年 8 月 1 日まで
② 昭和 36 年 8 月 15 日から 38 年 2 月 1 日まで

社会保険庁（当時）の記録では、A区にあった有限会社Bでの厚生年金保険被保険者期間が1か月しかないが、当該事業所では昭和 36 年 3 月ころから出産間近である 38 年 2 月ころまで働いていた。

申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得がいかないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、事業所の事業所別被保険者名簿から、有限会社B（以下「事業所」という。）は、昭和 36 年 8 月 1 日付けで厚生年金保険の適用事業所に該当していることが確認できることから、申立期間当時において、事業所は適用事業所ではない上、同僚のうちの二人から、「事務員であるCさんが社長に『今後のことを考えて厚生年金保険に加入しましょう』と言ってくれたので、事業所は 36 年 8 月に初めて厚生年金保険に加入した。それ以前は誰も厚生年金保険料は控除されていないはずである。」との供述が得られた。

なお、当該供述のとおり、同名簿から、代表取締役及び申立人を含む 22 人が昭和 36 年 8 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

- 2 申立期間②について、当該事業所の代表取締役の息子であったD氏は、「申立期間当時、私は 15 歳ぐらいであったが、事業所の事務所が自宅の1階であったことから、申立人のことは覚えている。申立人は、約 3

年くらい事業所に勤務していたと記憶している。また、私の母親（代表取締役の妻）も同じことを言っている。」と供述しているほか、申立人が記憶する当時の同僚であるE氏は、「申立人とは少なくとも1年以上は一緒に事務員として働いていた。申立人は、出産間近まで働いていたと思う。出産後、事務所にあいさつに来たのでよく覚えている。」と供述していることから、申立人は、期間の特定はできないものの、申立期間②について当該事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、前記1のとおり、事業所の事業所別被保険者名簿から、昭和36年8月1日において厚生年金保険の資格を取得している22人のうち、申立人を含む6人が1か月から2か月の短期間に同資格を喪失していることが確認できることから、申立人を除く5人については、基礎年金番号未統合につき、住所が判明しないことから、申立期間当時の厚生年金保険の加入状況について確認することができなかった。

また、事業所の事業所別被保険者名簿から、当該事業所は昭和42年2月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主も既に他界していることから、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、同名簿から、申立人の厚生年金保険資格喪失日はオンライン記録と同じである昭和38年8月15日と記されていることが確認できる。

- 3 このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。
- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年10月ころから40年11月ころまで
年金記録照会回答票を受け取ったところ、私が勤務していたA株式会社について、「あなたの厚生年金保険加入記録は確認できない」とあった。当時、工場長の役職にあり、臨時雇いの扱いではなかったし、病院にかかり保険治療した記憶もあるので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当時のA株式会社の同僚の氏名及び仕事内容等についての詳細を記憶しており、同僚一人も申立人を記憶していることから、期間の特定はできないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかし、当時の同僚からは、会社の業績が悪く、厚生年金保険に入っていなかった人もいたとの供述や、ほかの複数の同僚からも厚生年金保険には加入しない「受取」と呼ばれる請負契約制度があったとの供述があった上、申立人が記憶していた同僚3人のうち一人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できなかった。

また、当該事業所に係る事業所別被保険者名簿によると、申立期間に被保険者資格を新規に取得した者の中に、申立人の氏名は無い上、健康保険の番号に欠番も無い。

さらに、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主及び役員の所在が不明であることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について供述を得ることはできず、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月 1 日から 46 年 4 月 1 日まで
社会保険庁（当時）の記録では、A社の資格取得が昭和 46 年 4 月 1 日となっているが、実際は 45 年 4 月 1 日に就職している。申立期間の事業所に 3 年在職すれば退職金を受け取れたはずだが、私は 3 年に少し足りないということで何も受け取っていない。そのことを記憶しているので、2 年しか年金記録が無いはずもなく何かの間違いであると思う。当該期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の事業所の資格取得日の相違を申し立てているところ、A社から提出された労働者名簿及び失業保険被保険者資格喪失確認通知書によると、雇入年月日と資格取得日双方とも昭和46年3月27日となっており、記録上の厚生年金保険の被保険者資格取得日である同年4月1日に近い日付に雇用保険の加入が確認できる。

また、当時の事務担当者のお話によると、専門家の指導の下で入退社の届出をきちんと行っており、申立人の記憶違いではないかとしている。

さらに、申立人は、申立期間の前の事業所であるB株式会社を退職し、資格を喪失した昭和45年4月1日以降の同年5月16日に脱退手当金が支給決定され、脱退手当金を請求・受給したことを認めているが、これは申立人が申立期間の事業所で被保険者であったと供述する期間中に行われていたこととなり、厚生年金保険法の被保険者期間中に脱退手当金を請求できないとする規定に反することになるため、申立人の主張と矛盾することになる。

加えて、申立人は、給与から保険料が控除されていたことを示す給与明

細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額記録については、訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 2 年 10 月 1 日から 4 年 10 月 1 日まで
② 平成 5 年 11 月 1 日から 8 年 3 月 31 日まで

社会保険庁（当時）の記録では、A 株式会社に勤務していた期間のうち、平成 2 年 10 月 1 日から 4 年 10 月 1 日までと、5 年 11 月 1 日から 8 年 3 月 31 日までの標準報酬月額が、それぞれ 8 万円、9 万 2,000 円となっているが誤りであると思うので、当該期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の A 株式会社に係る申立期間①の標準報酬月額が平成 6 年 11 月 17 日に 53 万円から 8 万円に、申立期間②については、8 年 3 月 31 日に同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、同日以降の同年 5 月 1 日に 59 万円から 9 万 2,000 円にそれぞれ遡^{そきゅう}及して訂正されていることが確認できる。

しかしながら、申立人は、申立期間における遡^{そきゅう}及訂正処理が行われた時点で、A 株式会社の代表取締役であり、申立期間当時は社会保険料の滞納があり、自分ともう一人の取締役が減額の対象となっていたことを認めている。

また、当時の従業員からも、「資金繰りが厳しかった。社長から社会保険事務所（当時）から社会保険の脱退を提案されたと聞いた。」との供述が得られた。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役である申立人は、会社の業務としてなされた当該行為について責任を負うべきであり、自ら標準報酬月額の減額処理に関与しなが

ら、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月から同年 8 月 1 日まで
A 社（現在は、B 社）に昭和 44 年 4 月から勤務していたのに、社会保険庁（当時）の記録によれば、同年 8 月 1 日に資格取得となっている。納得できないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社に昭和 44 年 4 月から勤務していたとしているところ、事業主によると、「C 名簿」で 44 年 12 月 1 日において申立人が当該事業所に在籍していたことは確認できるが、申立人の入社日については、当時の資料等が保管されていないため不明としている。

また、当該事業所における申立人に係る雇用保険の記録は、昭和 44 年 8 月 1 日からとなっており、その日付は当該事業所における申立人の厚生年金保険の被保険者資格取得日と一致している上、同僚も「申立人の入社は、8 月の暑いころだったと鮮明に覚えている。」と供述している。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 9 月 30 日から同年 10 月 1 日まで
A株式会社には、B市にあったCのDにおいて平成 3 年 9 月 30 日まで勤務していたので、厚生年金保険の資格喪失日は同年 10 月 1 日になるはずだ。申立期間（平成 3 年 9 月）を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録から、A株式会社に係る申立人の被保険者記録は、資格取得日が平成 2 年 8 月 2 日、資格喪失日が 3 年 9 月 30 日、被保険者月数が 13 か月として記録されていることが確認できるとともに、同社における申立人の雇用保険加入記録においても、資格取得日が 2 年 8 月 2 日、離職日が 3 年 9 月 29 日となっていることが確認でき、オンライン記録と合致する。

また、申立人が勤務していたCで申立期間後に事務を担当していたとする同僚によれば、「月末退職を申し出た場合は、その月を 1 日残して退職してもらい、社会保険は月末に喪失させてその月の保険料がかからないようにしていた。ほかの月末に喪失している人も同様だと思う。」としている。

さらに、申立期間当時の事業主及び申立人が勤務していたCも申立人に係る資料等を保存していないとしているほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 8 月 1 日から 48 年 2 月 24 日まで
私は、昭和 37 年 4 月から平成 9 年 8 月までの 35 年 4 か月間一貫して A 株式会社に勤務した。

昭和 43 年 3 月から 48 年 2 月までの 5 年間は、A 株式会社の B 支社に勤務したが、帰国前の 47 年 8 月 1 日から 48 年 2 月 24 日までの 6 か月間について厚生年金保険の被保険者としての記録が無い。この期間は、継続して B 支社で勤務しており、厚生年金保険の記録があると思うので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 株式会社から提出された同社の C 国現地法人である B 支社（以下「B 支社」という。）の社員名簿、複数の同僚の供述及び雇用保険の記録から、申立人が申立期間、B 支社に継続して勤務していたことは認められる。

しかしながら、A 株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が昭和 47 年 8 月 1 日に被保険者としての資格を喪失し、48 年 2 月 24 日に同資格を取得していることが確認できるとともに、同社から提出された厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書及び厚生年金保険資格取得確認通知書では、47 年 8 月 1 日に申立人が B 支社に勤務していた同僚とともに被保険者資格を喪失し、帰国後の 48 年 2 月 24 日に申立人が被保険者資格を取得したことが確認できる。

また、厚生年金保険料の控除について、申立期間、B 支社に勤務していた同僚は「海外赴任の間、健康保険も厚生年金保険にも入っていなかったし、保険料も控除されなかった。」と述べているほか、A 株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録では、昭和 47 年

8月から51年10月までの間にB支社に在籍した6人中、昭和48年度末に帰国したとする一人（B支社の最高責任者）を除いた5人について、当該期間の厚生年金保険の被保険者としての記録が無いことが確認できる。なお、同僚の一人は「会社が海外赴任者も厚生年金保険に入れるべきだと判断の誤りに気づき、被保険者資格を再取得したのは、昭和51年10月ころではなかったか。」と述べている。

さらに、A株式会社における申立期間の海外赴任者の厚生年金保険への加入について、複数の同僚が「海外赴任者の厚生年金保険料について国内で納付すべきところを会社が一時期、誤って納付していなかったと聞いた。」と述べているとともに、B支社に勤務した同僚の一人は、B支社への赴任時に当時の課長から「D国で健康保険料を納付しないので厚生年金も納付しない。」と説明を受けたが、帰国後には「君におわびしないといけない。実は2年ほど厚生年金保険に入れていなかった。かなりの差が出るかもしれない。」と言われたと述べていることから、当時、A株式会社が海外赴任者の厚生年金保険被保険者資格についての判断を誤ったことにより、当該資格を喪失させていたことがうかがえる。

これに関して、A株式会社が海外赴任者についての厚生年金保険被保険者資格の判断を誤ったと思われる経緯について、同僚の一人は、「昭和46年に、A株式会社はE保険からF組合に移行したが、年1回行われる当該組合の47年の調査において、海外赴任者については健康保険不該当として届けてくださいと言われ、この際厚生年金保険も該当しないと判断し、厚生年金保険の資格を喪失させたと聞いている。」と述べている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 11 月 27 日から 49 年 2 月 6 日まで

A職業安定所の紹介で、昭和 47 年 11 月 27 日にB株式会社に就職したが、社会保険事務所(当時)の被保険者記録照会回答票では、厚生年金保険の資格取得日が 49 年 2 月 6 日となっている。同社には約 2 年間勤務し、同僚にはCさん、Dさんがいた。調べて厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B株式会社発行の申立人の身分証明書により、申立人が昭和 47 年 11 月 27 日に同社に入社したことが確認でき、同社も、申立人が申立期間に勤務していたことを認めている。

しかしながら、B株式会社からは、「当初、入社日の昭和 47 年 11 月 27 日付けで厚生年金保険の加入手続を行ったが、後日申立人がその夫の扶養となっていることが判明したため、社会保険事務所に相談の上、資格取得取消手続を行った。49 年 2 月 6 日になって申立人から夫の扶養でなくなったと申出があったので、同日付けで厚生年金保険の加入手続をした。」旨の供述があった。

また、B株式会社から提出のあった、昭和 48 年 4 月 27 日付けE社会保険事務所長(当時)の確認印が押された「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得取消通知書」により、47 年 11 月 27 日付けの資格取得が取り消されていることが確認できる。

さらに、B株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿でも、上記の記録が確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 17 年 2 月から同年 4 月まで
② 平成 17 年 7 月から同年 9 月まで
③ 平成 18 年 6 月

平成 6 年 4 月から A 株式会社に勤務しているが、「ねんきん定期便」の標準報酬月額を確認したところ、申立期間の標準報酬月額が実際の給与支給額と大きく異なっていた。当時の給与明細書を提出するので、調査の上、本来の標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人から提出のあった申立期間に係る給与明細書上の厚生年金保険料控除額に基づき、各申立期間の標準報酬月額を算出したところ、その額は、申立人のオンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 8 月から 46 年 11 月 1 日まで

昭和 45 年 8 月に A 株式会社に入社し、同社が 46 年 11 月に B 株式会社（現在は、C 株式会社）に吸収合併された後も継続して勤務していたが、社会保険事務所（当時）の記録では、同年 11 月 1 日からの B 株式会社での厚生年金保険加入記録はあるものの、申立期間の記録が無い。A 株式会社では正社員として勤務し、厚生年金保険料も控除されていたと思うので、申立期間も被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された社員旅行の写真及び複数の同僚の供述等から、申立人は、申立期間当時、A 株式会社勤務していたことが推認できる。

しかしながら、同僚の一人から提出された当時の従業員名簿に申立人の氏名が記載されていることが確認できるものの、名簿登載者 43 人中、申立人を含む 7 人については、厚生年金保険被保険者番号等の記載欄が空欄となっており、A 株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿でもこれらの氏名が確認できない上、そのうちの一人は複数の同僚がアルバイトであったと供述していることから、同社においては必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させていたわけではないことがうかがわれる。

また、A 株式会社及び吸収合併後の B 株式会社加入していた D 基金及び雇用保険の被保険者記録でも、申立人の資格取得は厚生年金保険の被保険者資格取得日と同じ昭和 46 年 11 月 1 日となっており、申立期間に係る加入記録は無い。

さらに、A 株式会社の当時の事業主及び社会保険事務担当者は既に他界しており、同社を吸収合併した C 株式会社の人事担当者も、資料が残って

いないため、当時の状況については不明としていることから、申立てに係る事実を確認する資料、情報が得られない。

加えて、申立人が記憶している当時の同僚に申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険加入状況について照会したところ、複数の同僚が申立人は常勤の社員だったと供述しているものの、厚生年金保険加入及び保険料控除については具体的な証言が得られなかった。

その上、申立期間における厚生年金保険料の控除については、申立人に具体的な記憶が無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 4 月 25 日から 34 年 8 月 1 日まで
社会保険事務所 (当時) に厚生年金保険の被保険者記録について照会したところ、A 株式会社 (B 区) に勤務していた期間のうち、昭和 30 年 4 月 25 日から 34 年 8 月 1 日までの期間の被保険者記録が確認できないとのことであった。

申立期間当時、母、妻及び子供二人と暮らしており保険証も持っていたことから、A 株式会社勤務して給与から厚生年金保険料を控除されていたはずであり、納得できないので調査して記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の厚生年金保険被保険者記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、A 株式会社継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと申し立てているが、オンライン記録により、同社は昭和 30 年 4 月 25 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、A 株式会社は、当時の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載された住所に存在しておらず、事業主は所在不明で、事業主から申立人の申立期間に係る勤務の状況及び厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない上、照会した同僚 12 人のうち回答のあった 4 人は、「A 株式会社は、昭和 30 年 4 月に倒産しており、その後は誰も働いていない。」旨の供述をしている。なお、A 株式会社の商業登記簿謄本は、保存期間経過により、無い。

そこで、オンライン記録においてA株式会社と同名又は類似の名称の事業所検索をしたところ、A株式会社と同一の住所地にC株式会社（厚生年金保険の適用事業所の届出は昭和30年10月1日。）の存在が確認され、かつ、同社に係る健康保険厚生年金保険の被保険者名簿において、A株式会社で厚生年金保険被保険者資格を取得したことがある者が32人存在していたことから、申立てに係る事業所は、C株式会社であることが想定された。しかし、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立人の記録は確認されず、健康保険の整理番号に欠番も無く、当該事業所の事業主は所在不明で、事業主から申立人の申立期間に係る勤務状況及び厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない上、照会した複数の同僚も「申立人は、C株式会社には勤務していなかった。」旨の供述をしている。なお、C株式会社の商業登記簿謄本は、保存期間経過により無い。

さらに、申立人は、A株式会社における勤務期間の終期について有限会社Dに勤務するまでと主張していることから、同社における勤務状況及び厚生年金保険被保険者記録について調査したが、事業主は既に他界しており、事業主の妻からも病気のため回答を得ることができなかったものの、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和34年8月1日付けで被保険者資格を取得した6人のうち、申立人及び事業主親子を含む他界した4人を除く二人に照会したところ、一人からは「自分は34年4月1日に入社したが、申立人は自分の入社前から勤務しており厚生年金保険に加入したのは、全員が34年8月1日からであった。」旨の、他の一人からは、「自分は33年4月に入社したが、申立人は自分の入社1年くらい前から勤務しており、厚生年金保険に加入したのは、全員が34年8月1日からであった。」旨の供述があった。このことから、申立人は、申立期間のうち、32年4月ころから有限会社Dにおいて厚生年金保険の被保険者資格を取得した34年8月1日までの間は、同社に勤務していたが、厚生年金保険には加入していなかったことが推認される。なお、有限会社Dの商業登記簿謄本は保存期間経過により無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 5 月 31 日から 45 年 10 月 15 日まで
昭和 42 年に A 地（現在は B 地）にあった C の施設であった D 所（現在は、E 所）に勤務した。

ここは、F する施設で、私は、G など施設の管理をしていた。

D が昭和 45 年 10 月に H 地に移転することになったのでそれを契機に退職したが、それまでは勤務していたので当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の、在職状況については、D で保存されていた雇用台帳及び I 組合の記録により昭和 42 年 6 月 27 日から 45 年 10 月 15 日まで同所に継続して勤務していたことが確認できる。

しかし、D の雇用台帳により、昭和 43 年 6 月 1 日付けで臨時（月雇い）作業員から正規職員の常用作業員に任用換えとなったことが確認できること、及び I 組合の回答により、申立人は、43 年 6 月 1 日から 45 年 10 月 15 日まで同組合の組合員であったことが確認できることから、申立期間のうち 43 年 6 月 1 日から 45 年 10 月 15 日までの期間は、厚生年金保険が適用されない I 組合員期間であったことが認められる。

一方、当該事業所に係る健康保険・厚生年金保険事業所別被保険者名簿で記録されている申立人の I 組合加入に伴う厚生年金保険資格喪失日は、昭和 43 年 5 月 31 日となっており、同月は厚生年金保険の被保険者期間とはなっていない。

また、D の雇用台帳にも申立人の厚生年金保険資格喪失日は昭和 43 年 5 月 31 日と記載されており、J では、当時の状況を知る者はおらず、当

該台帳に基づいて事務処理がなされたものと考えられる旨を供述している。

さらに、申立人も当時の給与明細書等の資料を保持していないため、申立人の申立期間のうち昭和 43 年 5 月に係る給与からの厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、同僚照会の結果でも当時の事情をうかがうことはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。